

みとよ すくすく子育てサポートプラン

-第2期次世代育成支援行動計画（前期計画）及び子ども・子育て支援事業計画-



平成27年 3月

三 豊 市

目次

第1編 次世代育成支援行動計画.....	1
第1章 計画の基本事項.....	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の位置づけ、計画期間.....	4
4 計画の策定体制	5
第2章 子どもと子育て支援の概況.....	7
1 人口の推移	7
2 乳幼児・児童数の状況.....	9
3 世帯・就労の状況	12
4 子育てについての意識・意向等	19
第3章 計画の基本方針	26
1 計画の基本理念	26
2 計画の基本的視点	27
3 計画の基本目標	28
4 施策体系	29
5 計画の推進	30
第4章 目標実現に向けた施策内容.....	33
目標1 子どもが健やかに育つ環境づくり	33
1-1 次世代の親の育成	38
1-2 教育・保育サービス及び環境の整備.....	39
1-3 経済的な負担の軽減.....	42
1-4 家庭と地域の教育力の向上	43
1-5 心と体の成長のための有害環境等対策	44
目標2 様々な状況にある子どもへのきめ細やかな取組の推進	45
2-1 児童虐待防止対策の充実	48
2-2 非行防止対策等の推進	50
2-3 ひとり親家庭等への自立支援の推進	51
2-4 障害のある子どもへの施策の充実	53
目標3 安心して産み、育てるを見守る体制づくり	55
3-1 妊娠期から乳幼児期等の親子の健康の確保	58
3-2 不妊治療への支援	60
3-3 食育の推進	61
3-4 生活習慣病予防対策の推進	62
3-5 小児医療の充実	63

目標 4 仕事と生活の調和	64
4-1 多様な働き方の実現と働き方の見直し	67
4-2 仕事と子育ての両立支援	68
目標 5 地域における子育て支援の充実	69
5-1 地域における子育て支援サービスの充実	73
5-2 子どもの健全育成の推進	76
目標 6 安心・安全な子育てを支える地域づくり	77
6-1 生活環境の整備	80
6-2 安全・安心な地域づくりの推進	81
第 2 編 子ども・子育て支援事業計画	82
第 1 章 事業計画の基本事項	82
1 事業計画の概要	82
① 新制度の目的	82
② 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要	82
③ 市町村子ども・子育て支援事業計画の記載規定	83
2 事業計画の位置づけ	84
第 2 章 教育・保育提供区域の設定	85
1 教育・保育提供区域の定義	85
2 教育・保育提供区域の設定	86
第 3 章 事業計画	87
1 教育・保育に係る量の見込み、提供体制の確保、実施時期	87
2 地域型保育事業の認可に係る需給調整の基本的な考え方	96
3 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保に関する事項	97
① 認定こども園の普及に係る基本的な考え方	97
② 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援	97
③ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方及びその推進方策（より良い事業の提供に係る基本的な考え方と推進方策）	97
④ 教育・保育施設と地域型保育事業との連携	97
⑤ 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携	97
4 産後休業及び育児休業後の事業の円滑な利用の確保に関する事項	98
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保、実施時期	99
① 利用者支援事業	99
② 地域子育て支援拠点事業	99
③ 妊婦健診事業	100
④ 乳児家庭全戸訪問事業	100
⑤ 養育支援訪問事業	101

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	102
⑦ 一時預かり事業	103
⑧ 延長保育事業	105
⑨ 病児保育事業（病児・病後児保育）	106
⑩ 子育て援助活動支援事業（就学児対象のファミリー・サポート・センター事業）	107
⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	108
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	110
⑬ 本制度への多様な主体の参入を促進する事業	110
参考資料	111
1 三豊市子ども・子育て会議条例	111
2 三豊市子ども・子育て会議 委員名簿	113
3 計画策定経過	114
4 子ども・子育て支援法に関する用語説明	116



第1編 次世代育成支援行動計画

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の背景

①国全体の少子化対策

- 平成元年の「1.57ショック（注1）」を境に国の少子化対策が本格化し、平成6年12月、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が発表され、以後10年間の子育て支援施策の基本的枠組みが示されました。
- 平成11年12月、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」が策定され、平成16年度を目標に新たな少子化対策が推進されました。平成15年7月には、少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、成長する社会を形成するために、「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」が制定され、新たな取組が展開されました。しかし、1.57ショックからの少子化の流れが変わることはありませんでした。
- それまでの少子化対策は、いわば、子どもを産み育てる側の視点に立った取組でしたが、少子化に歯止めがきかないことから、「子どもの最善の利益が実現される社会をめざす」という考え方を基本に、社会全体で子育てを支えつつ、生活と仕事と子育ての調和を重視した新しい方向性が示されました。
これに沿って、平成19年12月、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現をめざす「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が公表され、続いて、平成22年1月に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されました。
- 平成24年8月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に関する新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されることになりました。

注¹ 1人の女性が生涯に産む子供の数である「合計特殊出生率」が、それまでの最低記録の1966年（丙午（ひのえうま））を下回る史上最低（当時）となったことを指す。



②三豊市の次世代育成支援

- 旧 7 町（高瀬町・山本町・三野町・豊中町・詫間町・仁尾町・財田町）では、平成 16 年度に新しく制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、都道府県、市町村及び一定規模の事業主に義務付けられた次世代育成支援行動計画を策定しました。（計画は、次世代育成支援対策推進法の 10 年間（平成 17～26 年度）を前期 5 年、後期 5 年で区分して策定）
- 平成 18 年 1 月 1 日に旧 7 町の合併で誕生した三豊市（以下「本市」という。）では、平成 18～21 年度の前期 5 年間は旧 7 町の計画を継承する三豊市次世代育成支援行動計画に基づき、取り組んできました。後期 5 年間（平成 22～26 年度）も、前期計画をより充実させた三豊市次世代育成支援行動計画を策定し、次世代育成支援策の一層の推進を図ってきました。

③次世代育成支援対策推進法等の一部改正

- 平成 15 年に制定された次世代育成支援対策推進法は、平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間の時限法として成立しました。しかし、ここ数年、合計特殊出生率は持ち直したとみられるものの、出生数は漸減しており、社会全体でのさらなるワーク・ライフ・バランスの浸透や女性が就労の場で活躍できる取組の促進、企業の仕事と子育ての両立のための環境整備などを推進することが必要な状況です。
- こうした現状に鑑み、次世代育成支援対策推進法を延長・強化するため、法律の有効期限を平成 36 年度末まで 10 年間延長することや、事業主の特例認定制度の創設などを盛り込んだ次世代育成支援対策推進法の一部改正が行われました。
- また、次世代育成支援対策推進法の一部改正と同時に、母子寡婦法（母子及び寡婦福祉法）、児童扶養手当法の一部改正が行われ、母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実を図ることになります。これら 3 つの改正法は平成 26 年 4 月 23 日に公布されました。





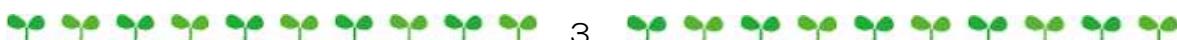
2 計画策定の趣旨

- 「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村に、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。
- 上記の策定義務付けを受けて、「次世代育成支援対策推進法」に基づく都道府県及び市町村の次世代育成支援行動計画の策定は、義務付けから任意になりました。
- これを受けて、本市では、生まれ育つすべての子どもが健やかに成長できる地域社会をめざし、次の2つの目的を一体的に推進するため、「みとよ すくすく子育てサポートプラン」(以下「本計画」という。)を策定します。

次世代育成支援対策推進法の趣旨に則り、本市においてこれまで取り組んできた「三豊市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を継承し、子育て支援に関する総合的な施策体系に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を迅速かつ重点的に推進する。

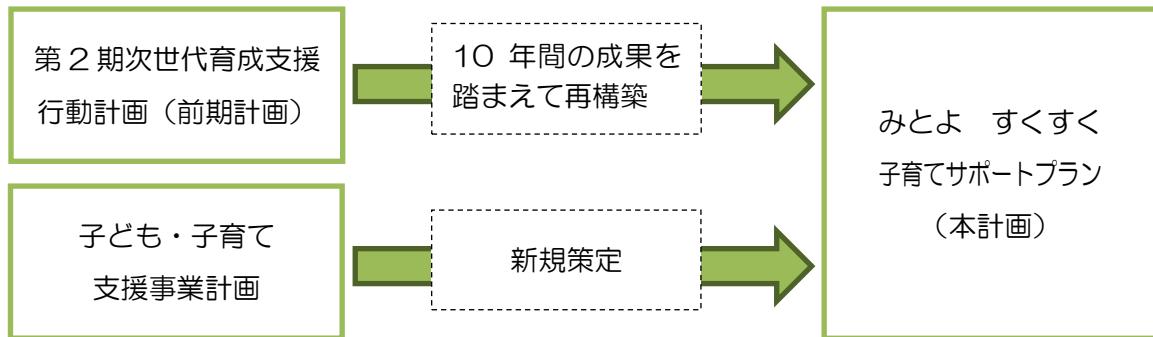
子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対する提供体制の確保を柱として、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供や子ども・子育て支援の充実をめざす。

- なお、本来は別々の計画ではあるものの、本市では、市の次世代育成施策全体を包括する計画として次世代育成支援行動計画を位置付けるとともに、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画を、次世代育成支援行動計画のうち教育・保育の提供や地域子ども・子育て支援事業等に係る施策の一層の推進・整備を図る計画と位置付けます。

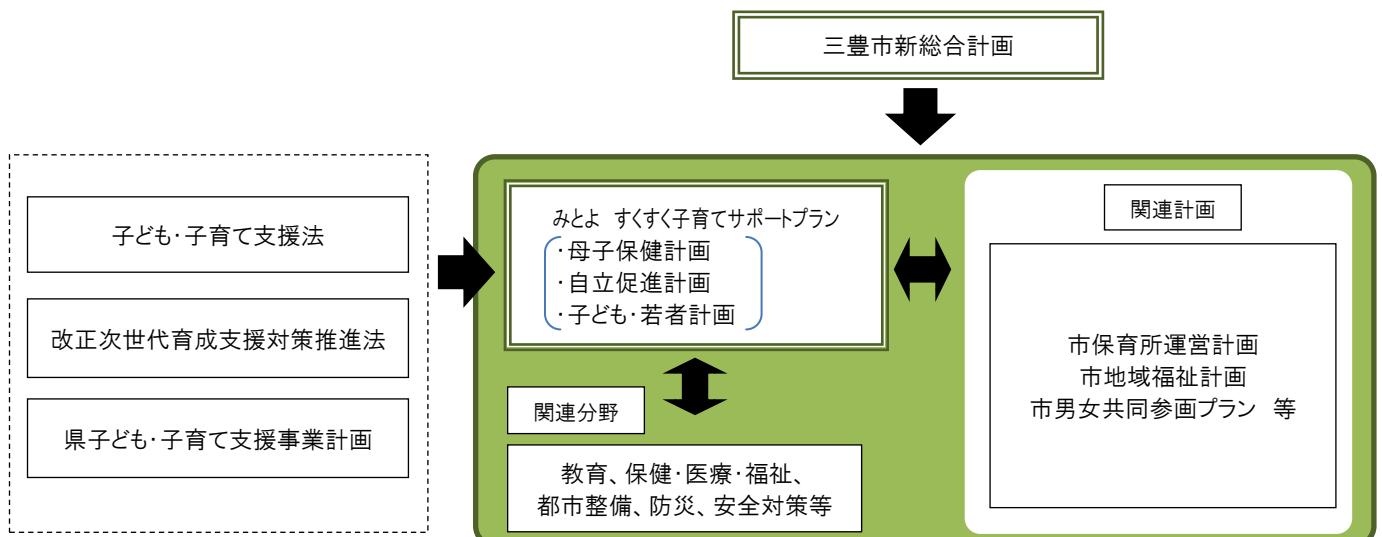


3 計画の位置づけ、計画期間

- 本計画は、改正次世代育成支援対策推進法第8条に定める「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」と、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。
- 本計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。



- 本計画は、三豊市新総合計画の分野別個別計画に位置づけられており、関係する法律、県計画をはじめ、本市の関連計画、関連分野との整合と連動を図っています。
- また、本計画は、①母子保健法（昭和48年法律第141号）及び健やか親子21（第2次）をふまえた母子保健計画、②母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条に基づく「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画（以下、「自立促進計画」という。）」、③子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条に基づく子ども・若者計画の内容も併せ持つ計画です。

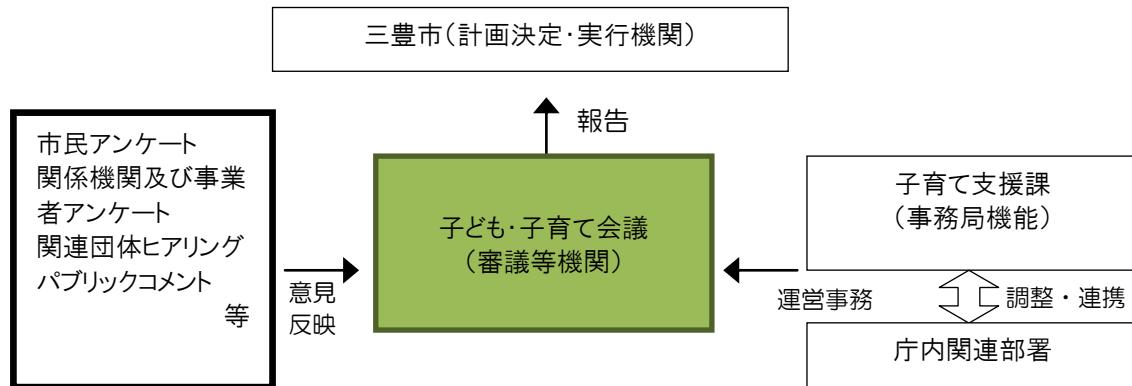




4 計画の策定体制

① 子ども・子育て会議の設置

- 本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定める「三豊市子ども・子育て会議」を設置（平成25年6月議会において設置条例制定）し、計画をはじめ、事業運営、施策推進に係る協議を行いました。



② 学前児童及び小学生アンケートの実施

- 次の2点を把握するため、下記のとおりアンケートを実施しました。（以下「就学前児童アンケート」「小学生アンケート」という。）
 - ア 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。
 - イ 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	2,000 票	1,124 票	56.2%
	小学生	2,000 票	1,039 票	52.0%
対象者の抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出			
調査期間	平成25年10月18日～平成25年11月5日（12月16日）			
調査方法	郵送による配付・回収			



③関係機関、事業者等アンケートの実施

- 次の3つの点を把握するため、下記のとおりアンケートを実施しました。
 - ア 新制度下での地域子ども・子育て支援事業に該当する事業を実施している事業者や子育て関連団体等の新制度下での新規事業等への参入意向等を把握すること。
 - イ 子育てと仕事の両立についての現状と課題、今後の意向等を把握すること。
 - ウ 幼稚園・保育所から小学校への連携・接続に関する現状と課題を把握すること。

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査A	市内の認可外保育施設 三豊市社会福祉協議会 市内の子育て関連団体	10 団体	8 団体	80.0%
調査B	市内の民間企業・法人	25 団体	21 団体	84.0%
調査C	市立幼稚園・保育所 市立小学校	54 か所	54 か所	100.0%
調査期間	平成 26 年 1 月 15 日 ~ 平成 26 年 1 月 31 日			
調査方法	A、Cは、郵送配付・回収。Bは、訪問配付・郵送回収			



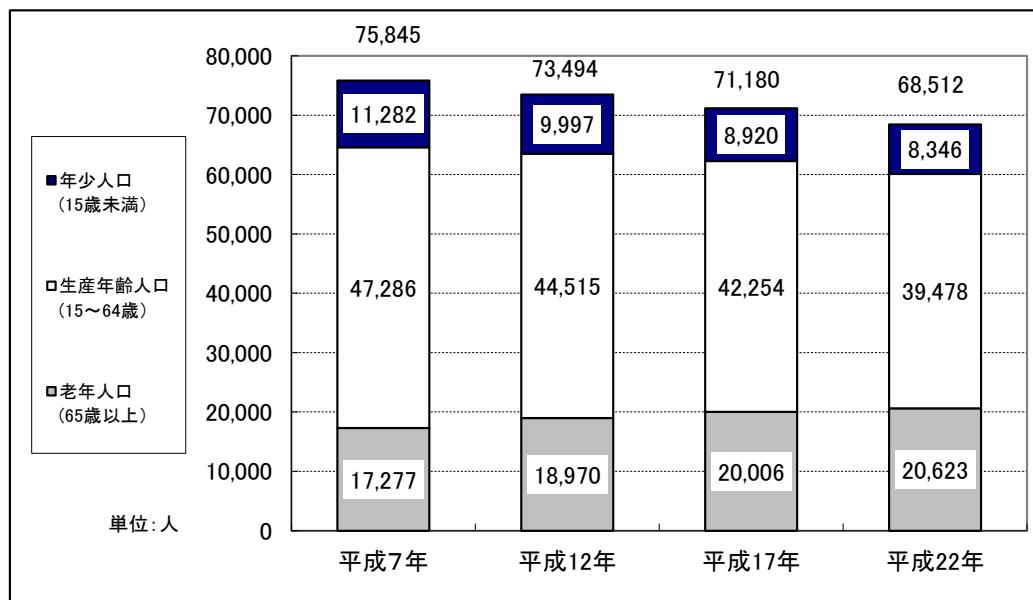


第2章 子どもと子育て支援の概況

1 人口の推移

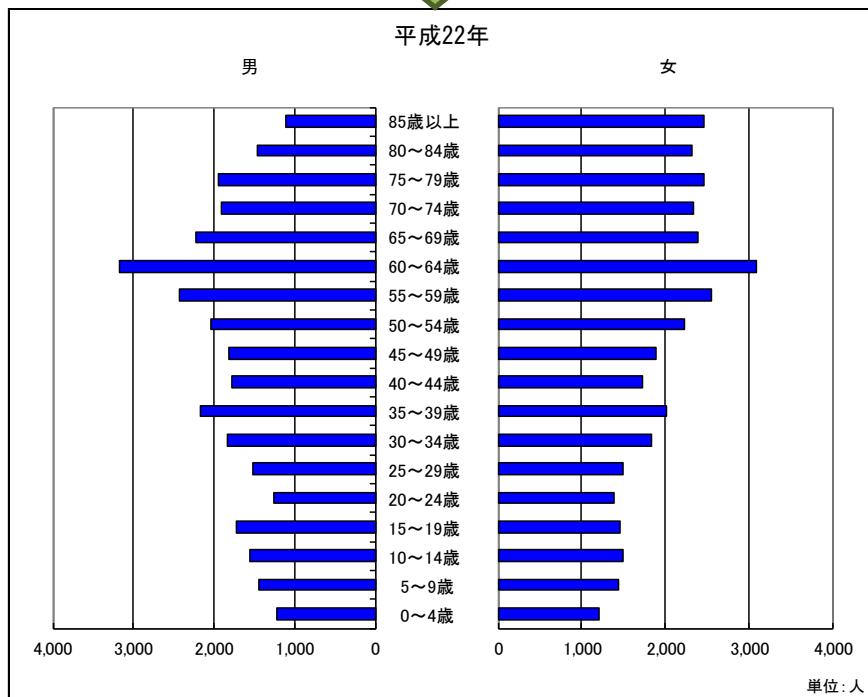
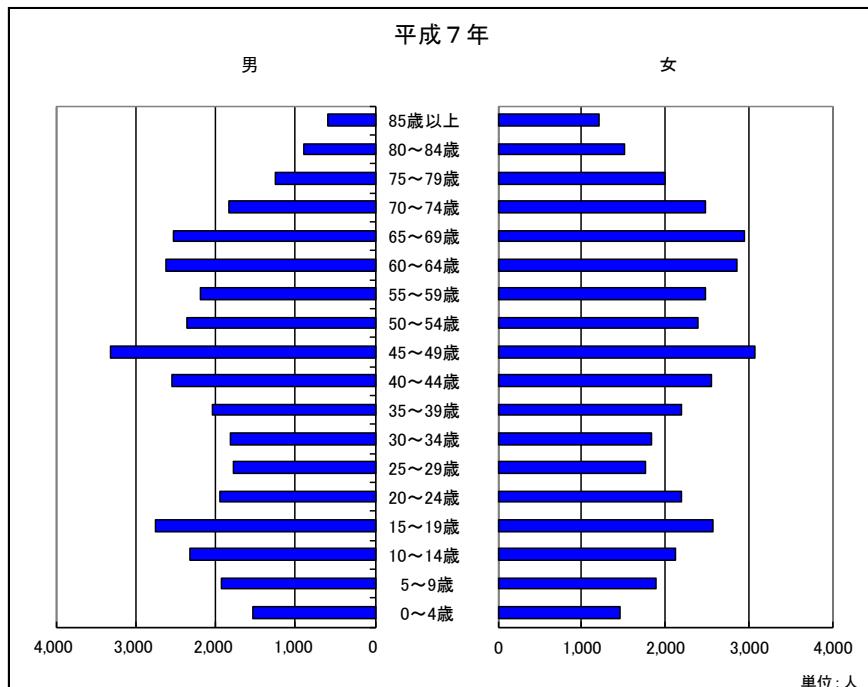
- 本市の人口は、近年、減少傾向にあります。
- 人口構成は、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）が右肩下がりで減少しています。

図表 人口の推移（国勢調査）



- 平成 7 年と 22 年の 5 歳階級別人口をみると、最も人口の多い年齢層が 45~49 歳から 60~64 歳に上昇しており、人口構造が高齢化しています。
- また、この 15 年間で、20~44 歳の女性は 10,545 人から 8,493 人に、約 2,000 人減少しており、この年齢の女性の減少が出生数にも影響しています。

図表 5 歳階級別人口の推移（国勢調査）





2 乳幼児・児童数の状況

①出生数

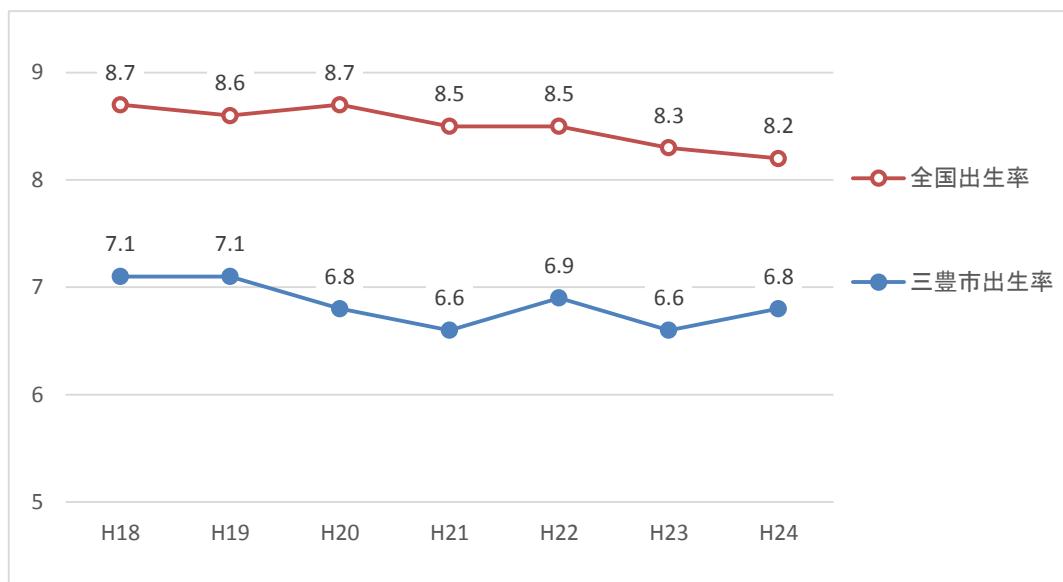
- 本市の年間出生数は、年によって増減していますが、全体的には横ばい、もしくは、若干の減少という状況です。
- 平成 19 年以前は概ね 500 人台であった年間出生数は、平成 20 年から 460~490 人程度で推移しています。
- ここ数年の母親の年齢別（5 歳刻み）出生数をみると、概ね 30~34 歳の区分における出生数が最も多くなっています。ただし、第 1 子出生時年齢区分は 25~29 歳が最も多く、第 2 子出生時年齢区分は 30~34 歳が最も多くなっています。

図表 年間出生数（人）（各年 1 月 1 日～12 月 31 日。子育て支援課）

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
三豊市	487	471	490	465	474	472
香川県	8,600	8,366	8,397	8,311	8,161	8,151
全国	1,091,156	1,070,035	1,071,304	1,050,806	1,037,231	1,029,800

- 本市の出生率（人口 1,000 人あたりの出生数の割合）は、全国の出生率に比べてやや低く、7.0 前後で推移しています。
- ただし、全国と同様、出生率は低下傾向にあります。

図表 出生率の推移（子育て支援課）



②乳幼児・児童数の推移

- 出生数の減少によって就学前児童も減少していますが、小学生はそれを上回るスピードで減少しています。

図表 乳幼児・児童数（人）（住民基本台帳。各年4月1日現在）

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	増減 (H26-H20)
就学前	0歳	484	470	449	487	469	463	452	▲32
	1歳	520	486	483	461	509	483	469	▲51
	2歳	512	520	494	489	471	515	498	▲14
	3歳	538	523	527	489	507	482	526	▲12
	4歳	578	549	540	529	494	511	489	▲89
	5歳	558	585	551	547	536	491	522	▲36
	計	3,190	3,133	3,044	3,002	2,986	2,945	2,956	▲234
小学生	6歳	609	564	587	551	557	540	492	▲117
	7歳	632	617	567	601	559	562	547	▲85
	8歳	602	633	612	581	606	562	570	▲32
	9歳	654	610	634	615	586	609	560	▲94
	10歳	615	658	604	640	617	592	608	▲7
	11歳	612	612	664	607	639	619	590	▲22
	計	3,724	3,694	3,668	3,595	3,564	3,484	3,367	▲357

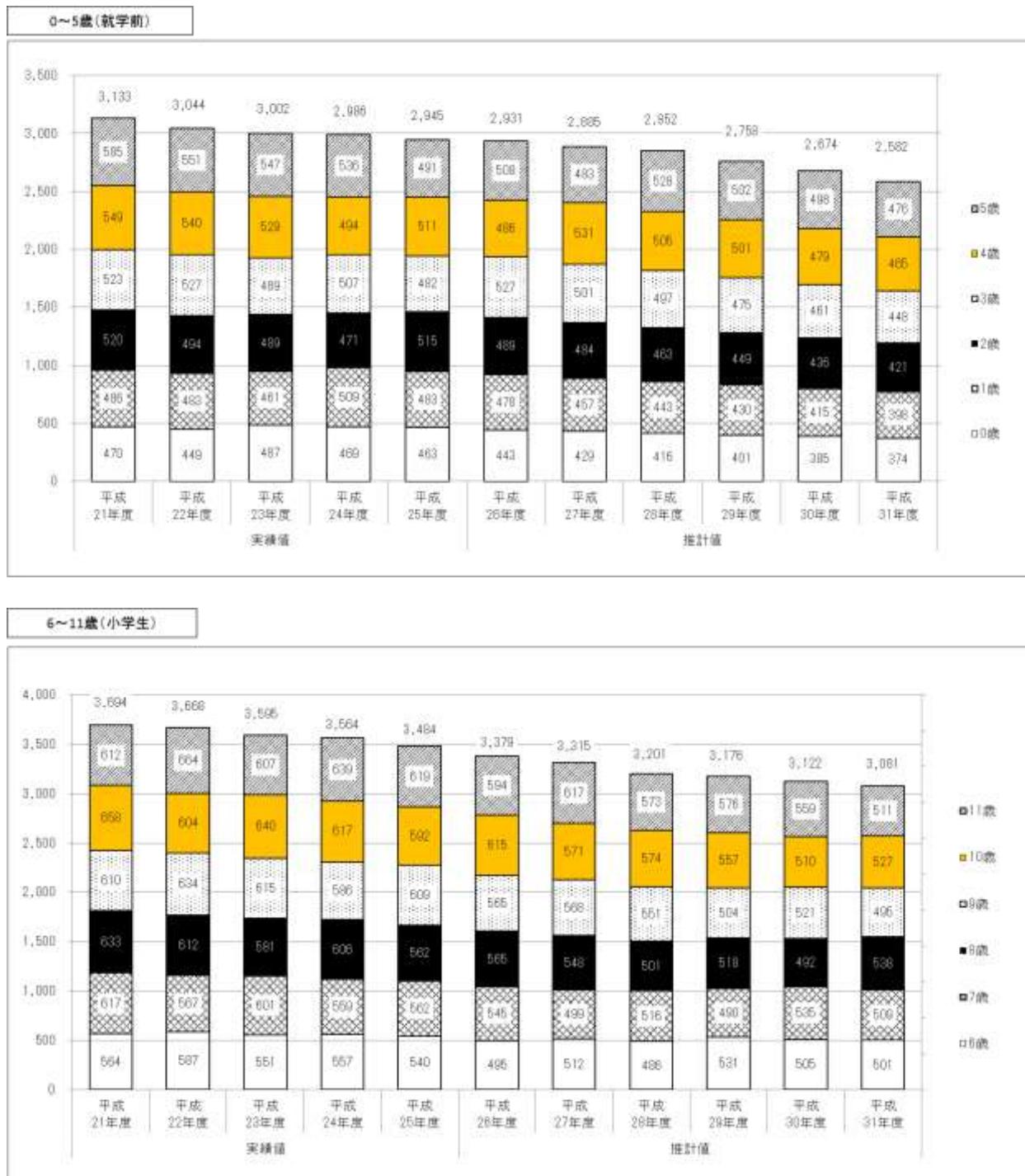




③乳幼児・児童数の今後の見込み

- 近年の出生数と社会動態の実績から、国の推計方法（注2）で算出した乳幼児・児童数の今後の見込みは次のとおりです。
- 大幅な子どものいる世帯の転入や出生率の上昇などが起きないと想定した場合、少子化がさらに進行すると考えられます。

図表 乳幼児・児童数の予測（人）（子育て支援課）



注² 基礎データ（H21～25 実績）の年度ごと・年齢ごとの変化率を用いて推計する変化率法。



3 世帯・就労の状況

①世帯

- 一般世帯総数（施設や寮を除いた世帯）は、平成17年から22年の5年間で微増しました。
- この中で、6歳未満のいる親族世帯数は、211世帯減って、2,157世帯です。18歳未満のいる親族世帯数は、532世帯減って、5,678世帯です。
- また、ひとり親世帯（母子・父子家庭）は6歳未満世帯の2.4%、18歳未満世帯の4.8%となっており、5年間で、6歳未満世帯に占める割合は横ばいであるものの、18歳未満世帯に占める割合は0.8%増えています。

図表 子どものいる世帯の状況（国勢調査）

	H17	H22	増減 (H17→H22)
一般世帯総数	22,661	22,828	167
構成比 (%)	100.0	100.0	—
6歳未満のいる親族世帯数	2,368	2,157	▲211
一般世帯総数に対する構成比 (%)	10.4	9.4	—
18歳未満のいる親族世帯数	6,210	5,678	▲532
一般世帯総数に対する構成比 (%)	27.4	24.9	—
母子・父子世帯（6歳未満のいる親族世帯数）	58	51	▲7
6歳未満世帯に対する構成比 (%)	2.4	2.4	—
母子・父子世帯（18歳未満のいる親族世帯数）	247	274	27
18歳未満世帯に対する構成比 (%)	4.0	4.8	—

- 18歳未満のいる親族世帯数は全体の1/4ですが、次ページからのアンケートをみてもわかるように、祖父母との三世代同居（同居、敷地内に居住）の割合が高く、祖父又は祖母が子育てに携わる頻度も高いことから、三世代の結びつきの強いことが本市の特徴といえます。





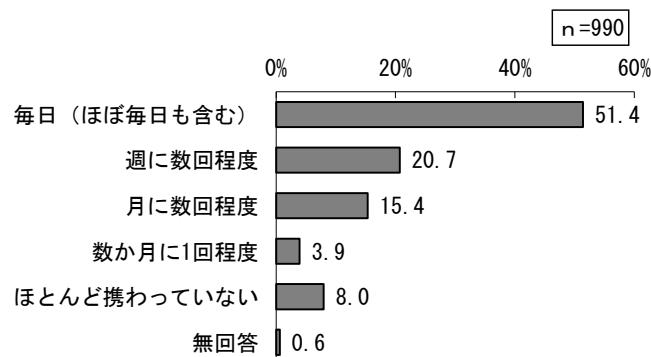
【アンケートからみる三世代の結びつきの状況】

- 就学前児童のいる世帯状況は、祖父母との三世代同居（同居、敷地内に居住）の割合が5割に上ります。
- 年齢別、地区別のクロス集計結果をみても全体結果と概ね同じ傾向ですが、山本町、仁尾町、財田町では三世代同居（同居、敷地内に居住）が6～7割に上っています。

	合計	祖父又は祖母と同居	祖父又は祖母と同居ではないが同敷地内に居住	祖父又は祖母が同地区内に居住	祖父又は祖母が他地区ではあるが市内に居住	祖父又は祖母が市外に居住	その他	無回答
全体	1124	328	234	250	178	99	33	2
	100.0	29.2	20.8	22.2	15.8	8.8	2.9	0.2
0歳	166	40	19	31	37	27	11	1
	100.0	24.1	11.4	18.7	22.3	16.3	6.6	0.6
1歳	123	34	30	22	22	11	4	0
	100.0	27.6	24.4	17.9	17.9	8.9	3.3	0.0
2歳	151	45	34	31	24	12	5	0
	100.0	29.8	22.5	20.5	15.9	7.9	3.3	0.0
3歳	196	58	43	45	29	18	2	1
	100.0	29.6	21.9	23.0	14.8	9.2	1.0	0.5
4歳	231	72	55	57	33	9	5	0
	100.0	31.2	23.8	24.7	14.3	3.9	2.2	0.0
5歳	254	78	52	64	32	22	6	0
	100.0	30.7	20.5	25.2	12.6	8.7	2.4	0.0
高瀬町	266	64	65	59	42	28	6	2
	100.0	24.1	24.4	22.2	15.8	10.5	2.3	0.8
山本町	135	43	40	27	10	15	0	0
	100.0	31.9	29.6	20.0	7.4	11.1	0.0	0.0
三野町	183	43	36	40	42	18	4	0
	100.0	23.5	19.7	21.9	23.0	9.8	2.2	0.0
豊中町	181	51	35	38	28	22	7	0
	100.0	28.2	19.3	21.0	15.5	12.2	3.9	0.0
詫間町	199	56	26	52	44	12	9	0
	100.0	28.1	13.1	26.1	22.1	6.0	4.5	0.0
仁尾町	95	38	20	25	7	2	3	0
	100.0	40.0	21.1	26.3	7.4	2.1	3.2	0.0
財田町	64	33	12	9	4	2	4	0
	100.0	51.6	18.8	14.1	6.3	3.1	6.3	0.0

※上段は回答者数、下段は比率。網掛けは各項目の第1位表示

- 就学前児童のいる世帯の祖父又は祖母が子育てに携わる頻度は高く、「毎日（ほぼ毎日も含む）」と「週に数回程度」の合計が7割を超えていました。

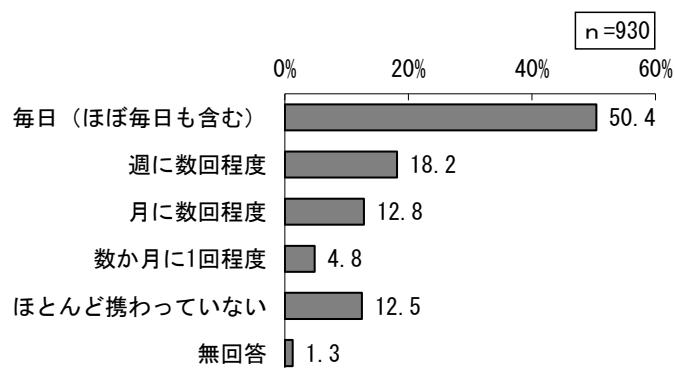


- 小学生のいる世帯状況は、祖父母との三世代同居（同居、敷地内に居住）の割合は6割弱に上り、就学前児童より、やや増えています。
- 地区別でみると、財田町では三世代同居（同居、敷地内に居住）が7割を超えていいます。

	合計	祖父又は祖母と同居	祖父又は祖母とはないが同敷地内に居住	祖父又は祖母が同地区内に居住	祖父又は祖母が他地区ではあるが市内に居住	祖父又は祖母が市外に居住	その他	無回答
全体	1039	366	246	226	92	82	25	2
	100.0	35.2	23.7	21.8	8.9	7.9	2.4	0.2
高瀬町	221	69	59	46	25	18	3	1
	100.0	31.2	26.7	20.8	11.3	8.1	1.4	0.5
山本町	133	58	31	23	3	15	3	0
	100.0	43.6	23.3	17.3	2.3	11.3	2.3	0.0
三野町	166	54	40	32	25	12	3	0
	100.0	32.5	24.1	19.3	15.1	7.2	1.8	0.0
豊中町	159	59	45	31	7	11	6	0
	100.0	37.1	28.3	19.5	4.4	6.9	3.8	0.0
詫間町	160	43	28	49	22	13	4	1
	100.0	26.9	17.5	30.6	13.8	8.1	2.5	0.6
仁尾町	121	45	24	33	7	8	4	0
	100.0	37.2	19.8	27.3	5.8	6.6	3.3	0.0
財田町	79	38	19	12	3	5	2	0
	100.0	48.1	24.1	15.2	3.8	6.3	2.5	0.0

※上段は回答者数、下段は比率。網掛けは各項目の第1位表示

- 小学生のいる世帯の祖父又は祖母が子育てに携わる頻度は、就学前児童のいる世帯と同様に高く、「毎日（ほぼ毎日も含む）」と「週に数回程度」の合計が7割弱となっています。





②子育て家庭の就労状況

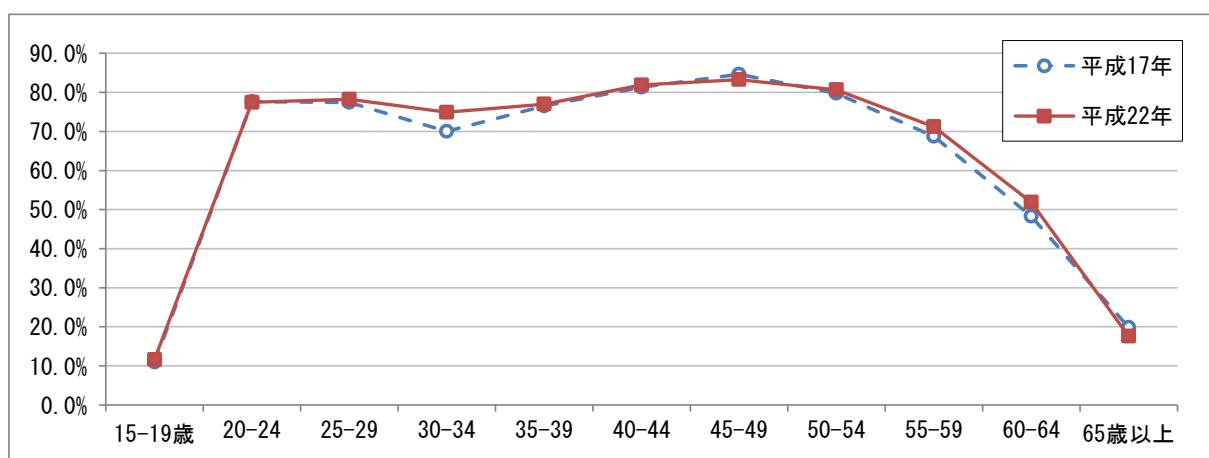
- 母親の就労状況を次世代育成支援行動計画（後期計画）策定時の調査（平成20年3月実施）と比較すると、就労している母親の割合が1割ほど上がっています。
- また、育児休業を取得している割合は、若干増加しています。

図表 就学前児童の母親の就労状況（アンケート）

	前回調査	今回調査	今回－前回
フルタイム	28.0%	30.9%	2.9%増加
フルタイム（産休等）	5.3%	8.8%	3.5%増加
パート・アルバイト	22.3%	26.8%	4.5%増加
パート・アルバイト（産休等）	選択肢なし	2.4%	—
以前就労（今は未就労）	35.7%	28.0%	7.7%減少
これまで就労なし	1.9%	2.4%	0.5%増加

- 本市の女性の年齢階層別就業率をみると、30～34歳の年齢層で低下する、いわゆる「M字カーブ」がみられます。
- アンケート結果と女性の年齢階層別就業率からわかるように、本市では25～34歳頃の出産・育児期の就業率に上昇の兆しがみられるものの、全体的には、当該年齢層では出産と育児のためいったん仕事を離れ、子どもが大きくなった頃に再び働き始める母親像がみられます。

図表 女性の年齢階層別就業率（%）（国勢調査）



【アンケートからみる保護者の就労状況】

<就学前児童の保護者>

- 就学前児童の母親の就労状況は、「フルタイムで働いている」30.9%が最も多く、「以前は就労していたが、現在は働いていない」28.0%、「パート・アルバイト等で働いている」26.8%と続きます。
- 父親の就労状況は、「フルタイムで働いている」94.2%です。

	合計	フルタイムで就労している	フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	パート・アルバイト等で就労している	パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	以前は就労していたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	無回答
母親	1124	347	99	301	27	315	27	8
	100.0	30.9	8.8	26.8	2.4	28.0	2.4	0.7
父親	1124	1059	0	4	1	6	0	54
	100.0	94.2	0.0	0.4	0.1	0.5	0.0	4.8

※上段は回答者数、下段は比率。網掛けは各項目の第1位表示

- 現在は働いていない母親の就労希望は「1年より先で、子どもが大きくなったら就労したい」46.2%が最も多く、「すぐにでももしくは1年内に希望」26.6%、「子育てや家事などに専念したい（働く予定はない）」18.4%と続きます。
- 「子どもが大きくなったら就労したい」の人の子どもが何歳になった時に就労を希望するかについては、0歳の母親でみると平均で「3.5歳」です。

	合計	子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）	1年より先、一番下の子どもが●歳になったころに就労したい	すぐにでも、もしくは1年内に就労したい	無回答
母親	342	63	158	91	30
	100.0	18.4	46.2	26.6	8.8
父親	6	0	0	6	0
	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0

※上段は回答者数、下段は比率。網掛けは各項目の第1位表示





<小学生の保護者>

- 小学生の母親の就労状況は、「フルタイムで働いている」44.8%が最も多く、「パート・アルバイト等で働いている」37.1%と続きます。
- 就学前児童と比べて、フルタイム、パート・アルバイト等ともに増加しており、専業主婦は約1割にとどまります。
- 父親の就労状況は、「フルタイムで働いている」88.8%です。

	合計	フルタイムで就労している が、産休・育休・介護休業中である	フルタイムで就労している が、産休・育休・介護休業中である	パート・アルバイト等で就労している	パート・アルバイト等で就労している が、産休・育休・介護休業中である	以前は就労していたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	無回答
母親	1039	465	10	385	4	128	22	25
	100.0	44.8	1.0	37.1	0.4	12.3	2.1	2.4
父親	1039	923	0	7	0	13	0	96
	100.0	88.8	0.0	0.7	0.0	1.3	0.0	9.2

※上段は回答者数、下段は比率。網掛けは各項目の第1位表示

- 現在は働いていない母親の就労希望は「1年より先で、一番下の子どもが大きくなったら就労したい」32.7%が最も多く、「すぐにでももしくは1年内に希望」「子育てや家事などに専念したい（働く予定はない）」28.0%と続きます。
- 「一番下の子どもが大きくなったら就労したい」の人の子どもが何歳になった時に就労を希望するかについて、小学1年生の母親でみると平均で「4.7歳」です。
- 就学前児童の結果と比べると、現在は働いていない母親の就労希望は「1年より先で、子どもが大きくなったら就労したい」がやや減り、「子育てや家事などに専念したい（働く予定はない）」が増えています。

	合計	子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）	1年より先、一番下の子どもが●歳になったころに就労したい	すぐにでも、もしくは1年内に就労したい	無回答
母親	150	42	49	42	17
	100.0	28.0	32.7	28.0	11.3
父親	13	1	1	5	6
	100.0	7.7	7.7	38.5	46.2

※上段は回答者数、下段は比率。網掛けは各項目の第1位表示



<育児休業の取得状況>

- 育児休業を「取得した」割合は、就学前児童では「母親」39.1%、「父親」1.6%です（取得中を含む）。
- 同じ割合を小学生でみると「母親」32.5%、「父親」1.3%です。
- 育児休業を取得していない人の主な理由は、「育休制度がなかったため、退職した」「自営業のため」「パートタイムだったので退職した」「母親が取得（※父親の回答で多い）」などが挙げられています。

		合計	働いていなかった	取得した	取得していない	無回答
就学前	母親	1124	520	439	153	12
		100.0	46.3	39.1	13.6	1.1
	父親	1124	3	18	1010	93
		100.0	0.3	1.6	89.9	8.3
小学生	母親	1039	551	338	132	18
		100.0	53.0	32.5	12.7	1.7
	父親	1039	7	14	902	116
		100.0	0.7	1.3	86.8	11.2

※上段は回答者数、下段は比率。網掛けは各項目の第1位表示





4 子育てについての意識・意向等

- アンケートから、本市で暮らす保護者の子育て意識や子育て支援への期待・意向等を把握します。
- こうした保護者の意識や期待を踏まえて、家庭・地域・企業・行政等が一体となり、子どもの育ちを支える次世代育成支援を進める必要があります。

【アンケートからみる子育て環境への意識・意向】

①子育ての楽しさ（子育てをどのように感じているか）

- 子育ての意識について、「どちらかというと、喜びや楽しみの方が大きい」という意識が最も多くなっています。
- 就学前児童、小学生ともに、子育てに喜びや楽しみを感じる人（喜びや楽しみの方が大きい+どちらかというと、喜びや楽しみの方が大きい）は8割半ばです。
- 年齢別、学年別、地区別でみても概ね同じ傾向です。

	合計	喜びや樂しみが大きい	どちらかというと、喜びや樂しみの方が大きい	どちらかというと、不安や負担の方が大きい	とても不安や負担を感じている	無回答
就学前	1124	372	605	125	16	6
	100.0	33.1	53.8	11.1	1.4	0.5
小学生	1039	299	576	139	21	4
	100.0	28.8	55.4	13.4	2.0	0.4

※上段は回答者数、下段は比率。網掛けは各項目の第1位表示

②「仕事と子育ての両立」への期待（仕事と子育ての両立のために、最も重要なこと）

- 就学前児童では「就労時間中に子どもを保育してくれる施設の増加」35.7%が最も多く、「育児休業の充実や上司の理解などの職場環境の整備」25.4%、「配偶者や祖父母などの家族・親族の理解と支援」24.4%と続きます。
- 小学生では、「配偶者や祖父母などの家族・親族の理解と支援」34.0%が最も多く、「就労時間中に子どもを保育してくれる施設の増加」24.0%、「育児休業の充実や上司の理解などの職場環境の整備」23.6%と続きます。
- 年齢別、学年別、地区別でみても概ね同じ傾向ですが、小学1年生では「就労時間中に子どもを保育してくれる施設の増加」31.5%が最も多くなっています。



	合計	就労時間中に子どもを保育してくれる施設の増加	教育・保育施設での教育等の内容の充実	育児休業の充実や上司の理解などの家族・親族の理解と支援	配偶者や祖父母などの家族・親族の理解と支援	地域で支え合う子どもの教育・保育の充実	その他	特はない	無回答
就学前	1124	401	86	286	274	33	16	10	18
	100.0	35.7	7.7	25.4	24.4	2.9	1.4	0.9	1.6
小学生	1039	249	97	245	353	37	19	31	8
	100.0	24.0	9.3	23.6	34.0	3.6	1.8	3.0	0.8

※上段は回答者数、下段は比率。網掛けは各項目の第1位表示





③ 子育て支援の現状評価と重要度

(本市の子育て支援の取組分野別の(1) 現状評価、(2) 今後の重要度についての考え方)

<就学前児童>

- 子育て支援の現状評価について、各項目ともに「どちらともいえない」が最も多くなっています。「できている」という評価が比較的高い項目は「イ 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」と「ア 地域における子育ての支援」です。
- 子育て支援の重要度は、すべて「重要」という意向です。中でも「力 子ども等の安全の確保」と「ア 地域における子育ての支援」が8割を超えています。

	(1) 現状評価			(2) 今後の重要度			
	できている	いど えな いと も	できてい ない	重要で ある	いど えな いと も	重要で はない	
ア 地域における子育ての支援 (保育、地域の子育て支援サービス、児童館、放課後児童クラブなど)	31.9	58.8	6.9	→	80.6	16.3	0.1
イ 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 (母子保健、食育、思春期保健、医療サービスなど)	37.3	56.0	3.8	→	72.2	24.6	0.2
ウ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 (学校教育、家庭・地域の教育力、医療サービスなど)	24.0	67.3	5.8	→	78.3	18.6	0.3
エ 子育てを支える生活環境の整備 (道路整備、遊び場、居住環境、施設のバリアフリー化など)	9.3	56.3	31.7	→	75.7	20.7	0.5
オ 仕事と子育ての両立の推進 (市民や企業の意識啓発、男女共同参画推進など)	5.5	68.1	23.7	→	69.8	26.0	1.2
カ 子ども等の安全の確保 (いじめ防止、児童虐待・非行防止、防犯・防災・事故防止など)	7.4	75.7	14.3	→	83.0	14.0	0.1
キ 児童や子育て家庭へのきめ細やかな取組の推進 (ひとり親家庭の支援、障害児施策など)	8.5	82.9	5.7	→	68.6	28.0	0.4

※網掛けは割合の多い方を示す。無回答は非表示



<小学生>

- 子育て支援の現状評価について、各項目ともに「どちらともいえない」が最も多くなっています。「できている」という評価が比較的高い項目は「ア 地域における子育ての支援」と「イ 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」です。
- 子育て支援の重要度は、すべて「重要」という意向です。中でも「カ 子ども等の安全の確保」が8割を超えていました。

	(1) 現状評価			(2) 今後の重要度		
	でき て い る	い ど ち ら と も い え な い	でき て い な い	重 要 で あ る	い ど ち ら と も い え な い	重 要 で は な い
ア 地域における子育ての支援 (保育、地域の子育て支援サービス、児童館、放課後児童クラブなど)	41.5	49.7	7.1	→ 78.3	18.6	0.5
イ 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 (母子保健、食育、思春期保健、医療サービスなど)	38.4	55.4	4.3	→ 69.2	27.1	0.8
ウ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 (学校教育、家庭・地域の教育力、医療サービスなど)	26.2	66.4	5.6	→ 78.2	18.7	0.4
エ 子育てを支える生活環境の整備 (道路整備、遊び場、居住環境、施設のバリアフリー化など)	9.0	58.5	30.9	→ 72.3	23.1	1.5
オ 仕事と子育ての両立の推進 (市民や企業の意識啓発、男女共同参画推進など)	4.9	70.1	23.3	→ 65.6	30.4	1.2
カ 子ども等の安全の確保 (いじめ防止、児童虐待・非行防止、防犯・防災・事故防止など)	10.6	74.2	13.7	→ 85.9	11.3	0.1
キ 児童や子育て家庭へのきめ細やかな取組の推進 (ひとり親家庭の支援、障害児施策など)	10.4	79.3	8.3	→ 65.4	31.1	0.3

※網掛けは割合の多い方を示す。無回答は非表示





④地域での支えあいへの現状と期待

- ア 近所や地域での付き合い・近所の子どもとの関わりはどのような状況ですか
- 就学前児童、小学生ともに、「子ども・大人ともに付き合いがあまりない」が最も多くなっています。
 - 財田町、山本町では「子ども・大人ともに付き合いが多く、頻繁に声をかけたり子育てに参加したりしている」の割合が、他の地区に比べてやや多くなっています。

	合計	子ども・大人ともに付き合いが多く、頻繁に声をかけたり子育てに参加したりしている	大人同士の付き合いが多いが、子どもとふれあう機会は少ない	子ども・大人ともに付き合いがあまりない	近所・地域での付き合いは控えている	その他	無回答
就学前	1124	335	152	537	22	65	13
	100.0	29.8	13.5	47.8	2.0	5.8	1.2
小学生	1039	392	148	405	19	59	16
	100.0	37.7	14.2	39.0	1.8	5.7	1.5

※上段は回答者数、下段は比率。網掛けは各項目の第1位表示

イ 子育てをするうえで、近所や地域に望むことはありますか

- 近所や地域に望むことについて、就学前児童では「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」81.5%が最も多く、他を大きく上回ります。
- 小学生では、「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」82.9%が最も多く、「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」81.6%と続きます。

	合計	出会った時に気軽に声をかけあうなど、子どもにかかわってほしい	子どもが良くないことを見かけたときは、注意してほしい	子どもを対象とした遊びや活動などにかかわってほしい	育児などで困ったことがあった場合には相談に乗ってほしい	子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい	緊急の用事などの時に一時的に子どもをあずかってほしい	子ども連れで交通機関や施設を利用する時に困っているたら手助けしてほしい	その他	特にない	無回答
就学前	1124	610	769	100	76	916	94	294	15	17	9
	100.0	54.3	68.4	8.9	6.8	81.5	8.4	26.2	1.3	1.5	0.8
小学生	1039	533	848	68	47	861	97	173	9	29	2
	100.0	51.3	81.6	6.5	4.5	82.9	9.3	16.7	0.9	2.8	0.2

※上段は回答者数、下段は比率。網掛けは各項目の第1位表示



⑤子育て支援への期待（本市の子育て支援について特に期待すること）

- 市の子育て支援で特に期待することについて、就学前児童では「保育所や幼稚園等にかかる費用を軽減してほしい」51.5%が最も多く、「幼稚園の3歳児の預かり保育をしてほしい」37.6%、「延長保育・夜間保育・休日保育のサービスをしてほしい」33.1%と続きます。
- 小学生では、「安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備」40.0%が最も多く、「保育所や幼稚園にかかる費用の軽減」33.8%。「子育てに困ったときに相談したり、情報が得られるセンターなどの整備」29.6%と続きます。
- 年齢別、学年別、地区別でみても概ね同じ傾向です。

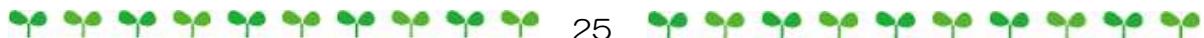
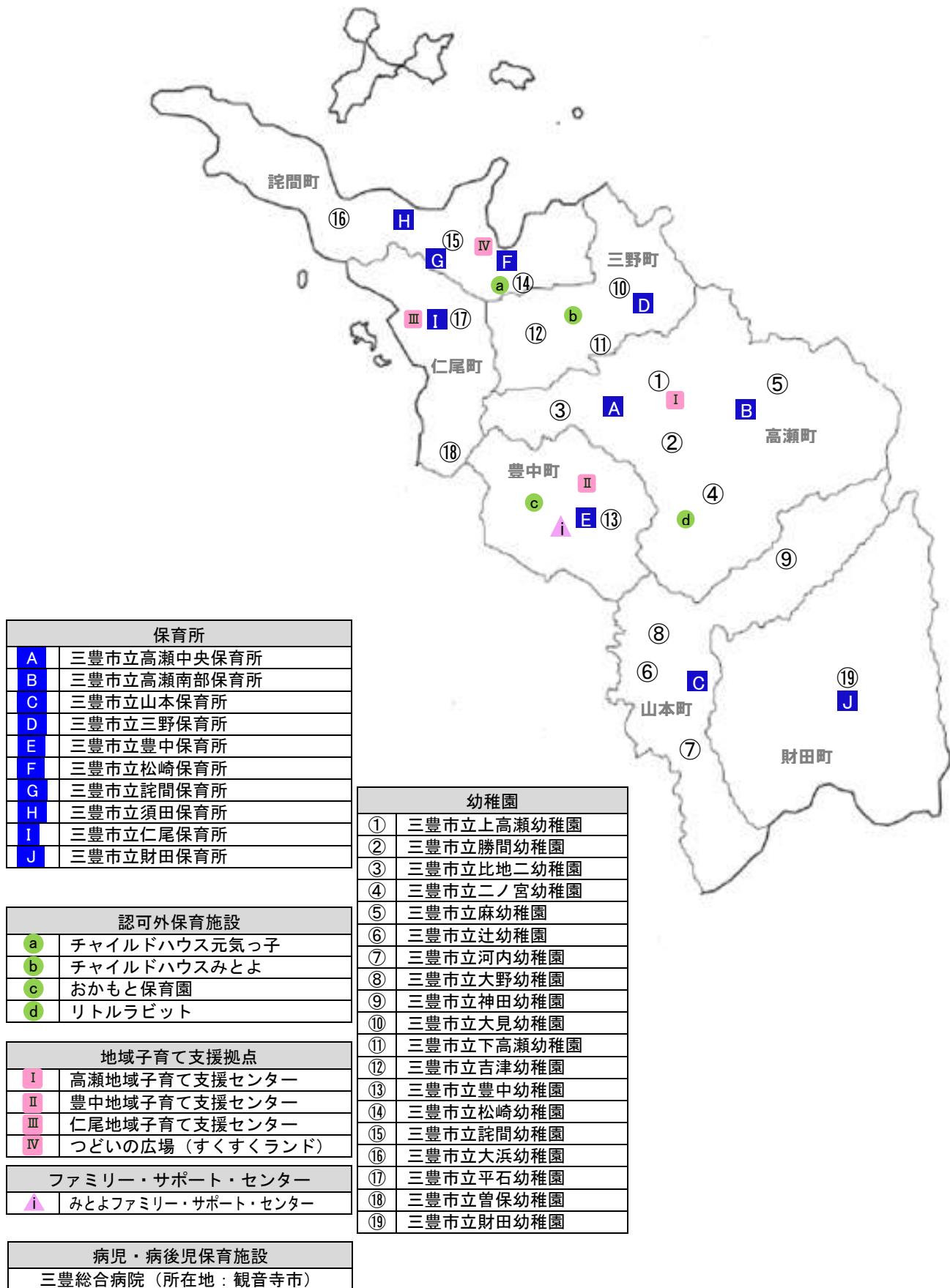
	合計	親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい	子育てに困ったときに相談したり、情報が得られるセンターなどを作ってほしい	保育所を増やしてほしい	幼稚園を増やしてほしい	認定こども園等の幼保一体化施設を作ってほしい	就学前施設での教育・保育内容を充実させてほしい	延長保育・夜間保育・休日保育のサービスをしてほしい	幼稚園の3歳児の預かり保育をしてほしい
就学前	1124	244	176	112	15	104	233	372	423
	100.0	21.7	15.7	10.0	1.3	9.3	20.7	33.1	37.6
小学生	1039	252	308	79	13	74	134	284	243
	100.0	24.3	29.6	7.6	1.3	7.1	12.9	27.3	23.4
	合計	保育所や幼稚園等にかかる費用を軽減してほしい	地域の保育サービスを充実して欲しい	安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい	育児休業の取得促進など、企業に対して育児との両立環境の改善を働きかけてほしい	子育てについて学べる機会をつくりつてほしい	その他	無回答	
就学前	1124	579	62	259	232	82	23	20	
	100.0	51.5	5.5	23.0	20.6	7.3	2.0	1.8	
小学生	1039	351	99	416	270	97	36	22	
	100.0	33.8	9.5	40.0	26.0	9.3	3.5	2.1	

※上段は回答者数、下段は比率。網掛けは各項目の第1位表示





(参考) 子育て支援の施設、幼稚園の配置図 (H26.4.1 現在)



第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

- 平成17年度からの10年間、本市では、子育て家庭が家族の絆・親族の絆の中で子育てに喜びを感じ、子育て支援に地域、企業、行政、関係機関等がそれぞれの役割と責任を分担する「子育て力の高いまち」づくりに取り組んできました。そして、この環境の中で自立した人間性豊かな子どもが育ち、未来の三豊づくりにつなげていくことをめざしてきました。
- 今回のアンケートにおいて、就学前児童、小学生の保護者ともに8割以上が「子育てに喜びや楽しみを感じる」という結果がでたことは、これまでの取組が一定の成果を上げたものと捉えることができます。
- また、家庭の子育てを重視し、地域社会全体で子育てを担う本市の方向性は、次世代育成支援対策の「子育ての第一義的責任を有する保護者が子育ての意義を十分に理解し、かつ、子育ての喜びが実感されるように配慮されること」という基本理念はもとより、「一人ひとりが個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備すること」「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること」という子ども・子育て支援法の趣旨とも合致しています。
- 少子化の進行が予想される次の10年に向けては、本市の三世代同居が多く、地域や世代間の結びつきが比較的強い特性を活かす取組をさらに推進することが重要となります。
- そのため、「保育所・幼稚園・学校で学び、家庭で育み、地域で育てる」という、心身ともに健やかな子どもを健やかに育む本市独自の体制をさらに強化し、より一層、親が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるようなまちづくりをめざすことを、本計画の基本理念（最も大切にする（基本となる）考え方）とします。

【基本理念】

三豊で育ち、三豊が育て、三豊を育てる 子育て・子育ちのまち

「三豊で育ち」：親が子どもに向き合って子どもを育み、教育・保育の場で学ぶ

「三豊が育て」：地域・企業・行政等 社会全体で支える子育ての実現

「三豊を育てる」：次世代を担う子どもや豊かな子育て環境が地域を活性化させ、定住を促進する





2 計画の基本的視点

基本理念を実現する具体的な施策推進の視点として、「子どもの育ち」と「家庭での子育て」を重視するとともに、多様化する就労形態や変化していく家族のあり方にも配慮し、地域、教育・保育関係者、企業、行政がそれぞれに子ども・子育て支援における役割と責任を認識し、協働によって子ども・子育て支援を推進することを、次の3つの視点として定めます。

視点 1：子どもの育ち

基本理念の「三豊で育ち」の実現をめざして、様々な状況にある子どもの生存と発達が保護され、すべての子どもが愛情と質の高い教育・保育を受けながら、たくましく育つための施策を推進します。

視点 2：子どもを健やかに育む家庭

基本理念の「三豊で育ち」の実現をめざして、安心して子どもを産み、家族が親子ともに健やかに育ち、子育てに喜びを感じながら子どもと向き合える環境づくりのための施策を推進します。

視点 3：子育てを支える地域

基本理念の「三豊が育て」の実現をめざして、社会の宝である子どもと、家庭での子育てを温かく応援し、安心して子育てできる地域社会を形成するための施策を推進します。



上記3つの視点を子育てに関わる全員が共有することにより、家庭、教育・保育の場、地域等にそれぞれ支えられて育った子どもが将来的に本市の次世代を担うようになり、地域の活性化や定住の促進につながっていき、基本理念の「三豊を育てる」を実現します。



3 計画の基本目標

基本理念を実現する3つの基本的視点を具現化する6つの基本目標を定め、総合的に施策を開します。

視点1：子どもの育ち

目標1 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもは次世代の親となるという認識のもと、同じ年齢の子どもが同じ教育・保育を受けることができる良質な環境を整備するとともに、家庭教育・地域での交流の中で、すべての子どもが「豊かな人間性」と「社会を生き抜く力」を養うことをめざします。

目標2 様々な状況にある子どもへのきめ細やかな取組の推進

関係機関との連携を基盤に、家庭や心身の状態が様々な状況にある子どもの生存と発達を保護する取組の充実を図ります。

視点2：子どもを健やかに育む家庭

目標3 安心して産み、育てることを見守る体制づくり

妊娠期から乳幼児期における母子の健康づくりと正しい生活習慣の定着に向けて、保健・医療・福祉の相互連携による家庭への支援の充実を図ります。

目標4 仕事と生活の調和

子育てに喜びを感じながら仕事と子育てを両立できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及と推進をめざします。

視点3：子育てを支える地域

目標5 地域における子育て支援の充実

子育て家庭にとって身近な地域での交流や子育て支援の協力体制を充実させることで、地域全体で支える子育ての充実を図ります。

目標6 安心・安全な子育てを支える地域づくり

子どもを交通事故や犯罪、災害から守るために、環境整備（ハード）と関係機関の協力による取組（ソフト）を進め、子どもを安心して産み育てられる環境の充実を図ります。





4 施策体系

理念	基本的視点	基本目標	基本施策
三豊で育ち、三豊が育て、三豊を育てる 子育て・子育ちのまち	子どもの育ち	目標 1 子どもが健やかに育つ環境づくり	1-1 次世代の親の育成 1-2 教育・保育サービス及び環境の整備 1-3 経済的な負担の軽減 1-4 家庭と地域の教育力の向上 1-5 心と体の成長のための有害環境等対策
		目標 2 様々な状況にある子どもへのきめ細やかな取組の推進	2-1 児童虐待防止対策の充実 2-2 非行防止対策等の推進 2-3 ひとり親家庭等への自立支援の推進 2-4 障害のある子どもへの施策の充実
	子どもを健やかに育む家庭	目標 3 安心して産み、育てるを見守る体制づくり	3-1 妊娠期から乳幼児期等の親子の健康の確保 3-2 不妊治療への支援 3-3 食育の推進 3-4 生活習慣病予防対策の推進 3-5 小児医療の充実
		目標 4 仕事と生活の調和	4-1 多様な働き方の実現と働き方の見直し 4-2 仕事と子育ての両立支援
	子育てを支える地域	目標 5 地域における子育て支援の充実	5-1 地域における子育て支援サービスの充実 5-2 子どもの健全育成の推進
		目標 6 安心・安全な子育てを支える地域づくり	6-1 生活環境の整備 6-2 安全・安心な地域づくりの推進



5 計画の推進

①計画の推進体制

【連携体制の概要】

- 本計画は、福祉、保健・医療、教育、防犯、労働、生活など広範囲の分野に関連するものであり、計画の推進にあたっては、行政だけでなく、市民の参画のもと、企業や関係団体が互いに連携しながら、一体となって進めていくことが重要です。
- 庁内での本計画の推進にあたっては、それぞれの施策の関係部局が連携・協力し、横断的な取組を積極的に進めます。

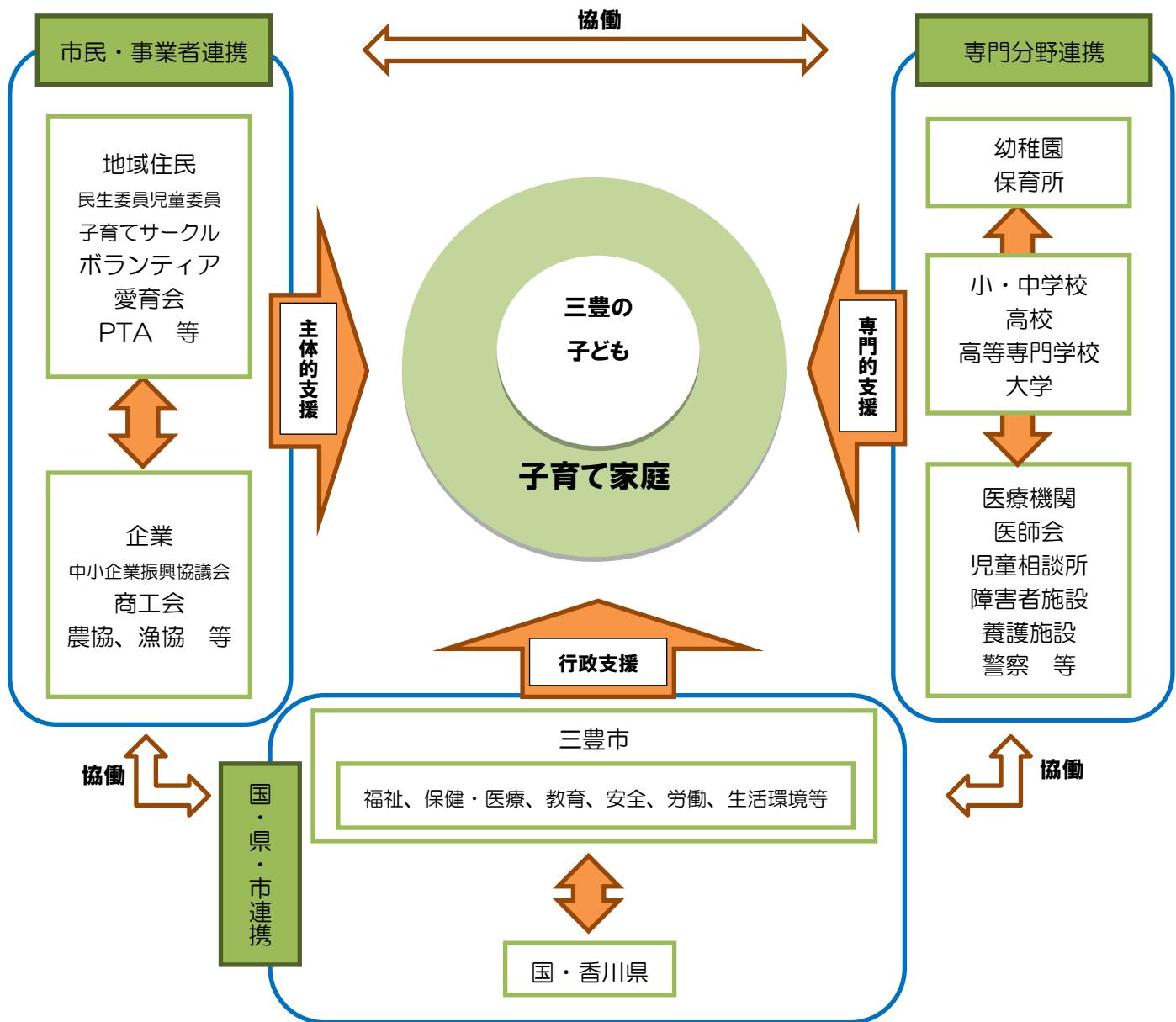
【家庭、地域、教育・保育関係者、企業等との連携推進】

- 社会全体での子育て支援を推進するために、第一義的責任を有する家庭をはじめ、地域、教育・保育関係者、企業等が本計画の基本理念を共有するとともに、子ども・子育て支援に関する共通認識を持ち、それぞれの役割を意識して取り組めるよう、計画内容の広報・啓発・働きかけ等に努めます。
- 地域における教育・保育、福祉、保健・医療などの関係機関・団体等による主体的な取組を支援するとともに、「子育て支援をしたい」と考える主体が子育て支援に参加しやすいように支援し、それらとのより一層の連携強化を図ります。
- 国や県の施策との連動を図りながら、本計画で掲げる基本理念を実現すべく、より質の高い教育・保育サービス及び子育て支援を推進します。





(推進体制のイメージ図)



②計画の進捗管理

【計画の点検・評価】

- 本計画の第1編における各目標の施策や、第2編における提供体制等を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、それぞれ重点施策と給付・事業の利用状況・整備状況を中心に、毎年度進捗状況を庁内で点検します。

【子ども・子育て会議の運営】

- 子ども・子育て会議において、庁内の点検結果を踏まえてさらなる点検・評価を行い、施策の改善や給付・事業の整備の見直し等につなげます。

【計画及び点検結果等の公表】

- 市ホームページなどを活用し、本計画及びそれに基づく取組や点検・評価結果等を広く公表していくことで、市民への浸透を図ります。





第4章 目標実現に向けた施策内容

目標1 子どもが健やかに育つ環境づくり

人格形成の基礎が培われる乳幼児期、生きる力を育み調和のとれた発達を図る学童期は、子どもの発達において特に重要な時期です。

また、子どもの健やかな育ちのためには、次世代の親の育成のための取組、家庭・地域での教育等に関する取組、有害環境対策等も必要となってきます。

● 現状と今後の視点

(取組の現状)

施 策	具体的な取組
乳幼児とふれあう 機会の充実	保育所・幼稚園で社会福祉協議会の「夏休みボランティア体験（中学生、高校生）」を積極的に受け入れ、中学生や高校生が幼児とふれあう場を提供している。
確かな学力と豊かな 心の育成	「分かる授業」を行うための板書づくりとノート指導を行っている。各中学校に年間約70回スクールカウンセラーを派遣し、小中学校の気になる児童・生徒への支援を行っている。
災害に強い教育施設 の整備	校舎、体育館本体の耐震補強工事はほぼ終了しており、次に外壁や天井材等の耐震化を推進する。
乳幼児期の教育・保育 の充実	市内10か所の公立保育所、19か所の公立幼稚園で教育・保育を実施し、「楽しい保育」を行うために、乳幼児理解と保育環境の工夫を行っている。また、保育所・幼稚園・地域子育て支援センターの職員研修の中で作成した子育ての道しるべ「ななつのたから」の冊子を活用し、情報交換や連携を行っている。
家庭教育への支援の 充実	「家庭教育学級」を、多くの幼稚園と小学校7校、中学校2校で実施している。
スポーツ・レクリエー ションの環境づくり	公民館では子ども講座を年間40回程度開催し、延べ13,000人以上が参加している。平成24年度から「こどもkidsスタジオ」を開催、幼稚園の年中、年長を対象に運動の楽しみを体感している。
放課後子ども教室	平成26年度から、公民館を中心として、市内3か所で夏休みや週末の体験教室等を実施している。



(アンケート等を踏まえた分析)

＜保育ニーズについて＞

本市の保育ニーズに関する状況は、次のとおりです。

- 本市では三世代同居率が高い一方、保育ニーズも高まっています。明確な要因は不明ですが、高齢の祖父母が子育てをするのは困難であることや、逆に祖父母が若くまだ就労していること、子育て世代・祖父母世代の育児に関する考え方の変化などが考えられます。
- 本市の待機児童は毎年〇人ですが、〇歳児が8か月を経過し、入所の需要が出てきたときに、職員配置などの事情でいわゆる「空き待ち」となってしまう人数は、平成25年度の最も多い時期で63名でした。

＜教育・保育サービスのあり方や幼保連携に関する意見＞

子ども・子育て会議では、次のような意見が挙げられました。

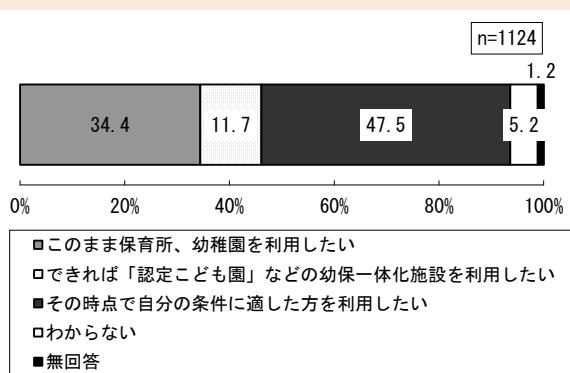
- 家庭で努力することや子どもの自立を促すという教育的な観点から、サービスを検討することも必要。
- サービスを検討する際には、子ども・子育て支援法で謳われている「子どもの視点」と「教育と保育の連動・連携」も併せて検討することが重要。
- 産後4か月くらいからの保育希望の相談があり、0～2歳の保育希望者の増加が見込まれる。

＜幼保連携について＞

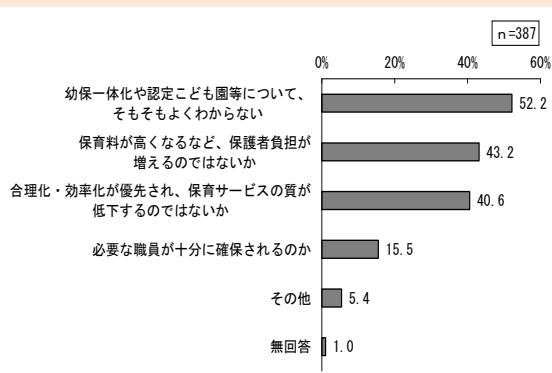
就学前児童アンケートでは、幼保一体化施設の懸念事項として、「幼保一体化や認定こども園等について、そもそもよくわからない」が5割を占めて最も多くなっています。続いて、「保育料が高くなること」「保育サービスの質が低下」を上位に挙げています。

また、幼保一体化した際の利用希望は、「その時点で自分の条件に適した方を利用したい」が4割半ほど最も多く、「このまま保育所、幼稚園を利用したい」が続きます。

【就学前児童／幼保一体化した際の利用希望】



【就学前児童／幼保一体化施設の懸念事項】



nは回答者数、数値は各項目比率





<小1プロブレムについて>

小1プロブレム(子どもが小学校に進学した際、学校生活に馴染むまでに時間がかかる、落ち着いていられないなどの問題)について、就学前児童アンケートでは「心配している」が5割弱ですが、小学生アンケートでは「小1プロブレムがあった」が2割半ばであることから、小学校進学に際して就学前に漠然とした不安を感じていることがわかりました。

また、子ども・子育て会議では、「子ども自身、最初は戸惑うが、時間とともに適応している」「子どもはたくましい」「市内の保育所・幼稚園・小学校間で、保護者の不安が出ないよう統一の対応をする等、何らかの取組が必要なケースもあるかと思う」という意見が挙げられました。

【就学前児童／小1プロブレムへの心配の有無】

	合計	心配である	どちらかといふと心配である	どちらともいえない	あまり心配していない	心配していない	無回答
全体	1124	264	278	221	263	83	15
	100.0	23.5	24.7	19.7	23.4	7.4	1.3
0歳	166	19	43	52	36	12	4
	100.0	11.4	25.9	31.3	21.7	7.2	2.4
1歳	123	22	29	32	29	8	3
	100.0	17.9	23.6	26.0	23.6	6.5	2.4
2歳	151	33	38	26	40	12	2
	100.0	21.9	25.2	17.2	26.5	7.9	1.3
3歳	196	65	37	32	46	13	3
	100.0	33.2	18.9	16.3	23.5	6.6	1.5
4歳	231	57	64	39	54	17	0
	100.0	24.7	27.7	16.9	23.4	7.4	0.0
5歳	254	67	66	40	57	21	3
	100.0	26.4	26.0	15.7	22.4	8.3	1.2

【小学生／小1プロブレムの経験】

	合計	もともと心配しておらず、なかった	心配していたが、なかった	もともと心配していないかったが、あった	心配していたとおり、あった	その他	無回答
全体	1039	414	443	59	93	19	11
	100.0	39.8	42.6	5.7	9.0	1.8	1.1
小学1年生	127	28	64	12	18	4	1
	100.0	22.0	50.4	9.4	14.2	3.1	0.8
小学2年生	125	40	62	9	11	2	1
	100.0	32.0	49.6	7.2	8.8	1.6	0.8
小学3年生	146	50	71	13	12	0	0
	100.0	34.2	48.6	8.9	8.2	0.0	0.0
小学4年生	196	84	72	11	22	3	4
	100.0	42.9	36.7	5.6	11.2	1.5	2.0
小学5年生	218	103	84	8	16	6	1
	100.0	47.2	38.5	3.7	7.3	2.8	0.5
小学6年生	225	109	88	6	14	4	4
	100.0	48.4	39.1	2.7	6.2	1.8	1.8

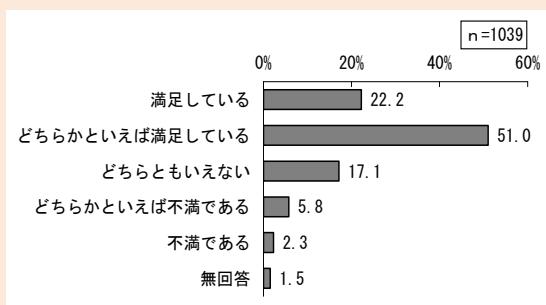
上段は回答者数、下段は比率。網掛けは各項目の第1位表示

<小学校教育について>

小学生アンケートでは小学校教育の満足度が7割半ばに達し、一定の評価を得ています。

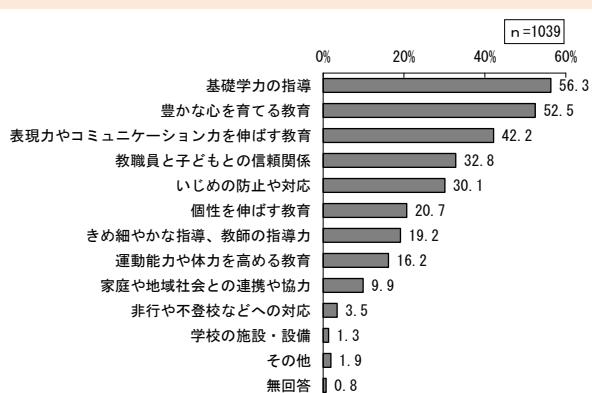
また、学校に「基礎学力の指導」「豊かな心を育てる教育」「表現力やコミュニケーション力を伸ばす教育」を特に期待しています。

【小学生／小学校の全体的な満足度】



nは回答者数、数値は各項目比率

【小学生／小学校に特に期待すること】

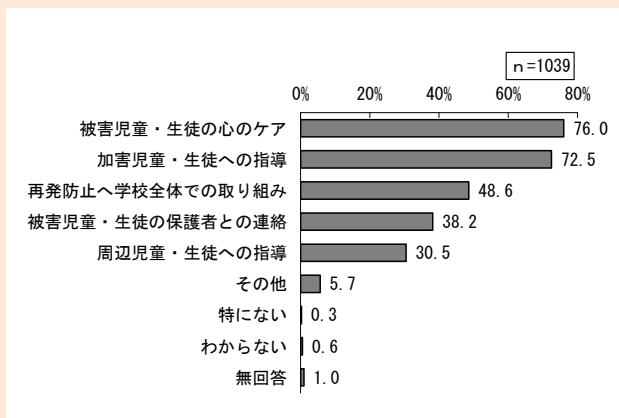


<いじめについて>

小学生アンケートでは、家庭でお子さんといじめについて話しあった経験は8割半ば、「いじめ」発生時に学校に期待する行動は「被害児童・生徒の心のケア」と「加害児童・生徒への指導」が7割半ばとなっています。

多くの家庭で、お子さんといじめについて話しあっていることがわかりました。

【小学生／「いじめ」発生時に学校に期待すること】【小学生／「いじめ」に関して、お子さんと話しあうこと】



	合計	話したことがある	話したことがない	無回答
全体	1039 100.0	884 85.1	150 14.4	5 0.5
小学1年生	127 100.0	85 66.9	42 33.1	0 0.0
小学2年生	125 100.0	108 86.4	17 13.6	0 0.0
小学3年生	146 100.0	114 78.1	31 21.2	1 0.7
小学4年生	196 100.0	177 90.3	17 8.7	2 1.0
小学5年生	218 100.0	200 91.7	17 7.8	1 0.5
小学6年生	225 100.0	198 88.0	26 11.6	1 0.4

(左図) nは回答者数、数値は各項目比率 (右図) 上段は回答者数、下段は比率。網掛けは各項目の第1位表示

<地域連携の教育支援について>

子どもと地域の大人が関わりを持つきっかけについて、就学前児童アンケートでは、「自治会や町内会等開催の行事を通して（例：夏祭り、町内清掃）」「地域の子どもに関わる活動を通して（例：子ども会）」「学校行事や部活動を通して」を上位に挙げています。

【就学前児童／子どもと地域の大人が関わりを持つきっかけ】

合計	地域の子どもに関わる活動を通して（例：子ども会）	自治会や町内会等開催の行事を通して（例：夏祭り、町内清掃）	スポーツや趣味の活動を通して	学校行事や部活動を通して	その他	無回答
1039 100.0	244 23.5	413 39.7	123 11.8	217 20.9	17 1.6	25 2.4

上段は回答者数、下段は比率。網掛けは各項目の第1位表示





(今後の視点)

- 今後のライフステージの基礎となる幼児教育・保育の充実を図るとともに、保育については空き待ち児童の計画的な解消を検討する必要があります。
- 幼保連携については、特に認定こども園等の幼保一体化施設について、どのような施設でどのような教育・保育を行っているか等の情報を十分に伝えられていないと考えられることから、メリット・デメリット等を含め、分かりやすく情報提供していくことが必要といえます。
- 「小1 プロブレム」に対する漠然とした不安の軽減と、保育所・幼稚園等、小学校の一層の連携が求められています。
- 小学校への大きな期待に応える学校教育の一層の充実、児童・生徒をインターネット上の誹謗中傷、いじめ、ネット犯罪などの被害者・加害者にさせないための指導（情報モラル教育）の充実とともに、いじめについて家庭で子どもとの話しあう機会の一層の充実を図る必要があります。
- 地域連携の教育支援については、大人と一緒にになって活動する地域行事や、子どもが興味を示す遊びやスポーツを通して、取り組んでいくことが期待されています。



この分野の重点施策と達成をめざす目標(指標)

①乳幼児期の教育・保育の充実

	現状 (平成 25 年度)	中間目標 (平成 29 年度)	最終目標 (平成 31 年度)
職員の合同研修（就学前教育・保育推進研究事業）の延べ参加者数	621 人	650 人	680 人

②幼保連携の推進

	現状 (平成 25 年度)	中間目標 (平成 29 年度)	最終目標 (平成 31 年度)
認定こども園の設置	0	2	2



1-1 次世代の親の育成

● 施策の方向性

保育所・幼稚園等、小・中学校を通じて人権尊重と規範意識の醸成を図りながら、将来自立して家庭を持ち、次世代の親として子どもを育むことができるよう、豊かな人間性と社会性の形成をめざします。

● 推進施策

施 策	具体的な取組	担当課
(1) 道徳教育の推進	規範意識や社会性を醸成するため、年間計画に基づいた道徳教育を進めるとともに、家庭や地域と連携した取組を推進します。	学校教育課
(2) 人権教育の推進	人権尊重の意識や言動の涵養、定着をめざし、保育所・幼稚園等、小・中学校では、市が作成した教材を活用し、それぞれの発達段階に合わせた人権教育を推進します。	人権教育課
(3) 乳幼児とふれあう機会の充実	中学生・高校生が乳幼児とふれあうことで、子育ての大切さを実感し、次世代の親として成長できるよう、保育所・幼稚園等と連携し、ふれあいの機会が持てるよう努めます。	子育て支援課 学校教育課
(4) 就業観・就労観の育成	職場体験等を通じて、次世代を担う子どもの働くことに対する意識を高めるキャリア教育を推進します。	学校教育課
(5) 総合的な学習等を活用した職業人講話	キャリア教育として、地域で実際に働く人の講話等を通じて、働く意義や就職に対する社会性を醸成していきます。	学校教育課



1-2 教育・保育サービス及び環境の整備

● 施策の方向性

幼児期から学童期にかけて一貫して質の高い教育・保育を実践するため、教職員の資質向上、幼児教育から義務教育への円滑な接続、いじめを未然に防ぐ教育の充実、良質で安全な教育環境の整備を進め、次代を担うすべての子どもの「社会を生き抜く力」を養います。

● 推進施策

施 策	具体的な取組	担当課
(1) 確かな学力と 豊かな心の育成	<p>児童・生徒が自ら学び自ら考える力を育成するために、基礎を大切にする教育を行うとともに、体験学習や問題解決の力を伸ばす学習を取り入れる等、指導内容や指導方法を工夫し、確かな学力の育成に努めます。</p> <p>また、小学生から「外国語活動」を行う等、国際理解とコミュニケーションの力を伸ばし、豊かな心を育む教育に努めます。</p>	学校教育課 教育総務課
(2) 信頼される教育 環境づくり	教職員一人ひとりが資質や能力の向上に努めるとともに、学校評議員制度や学校評価制度を活用して地域・家庭・学校との連携を図り、信頼される教育環境づくりに努めます。	学校教育課 教育総務課
(3) いじめ防止対策等 の推進 新規	<p>「いじめ防止対策推進法（注3）」に基づき、各学校で「学校いじめ防止基本方針」を策定し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう努めます。</p> <p>地域全体にいじめ防止対策推進法の啓発を図り、いじめの早期発見と対応に取り組みます。</p>	学校教育課

注³ 「いじめ防止対策推進法」平成25年6月28日公布同年9月施行。法によりいじめの定義を明確にし、いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務の他、国や地方自治体、学校、教育委員会等の対応や重大事態への対処等を規定。

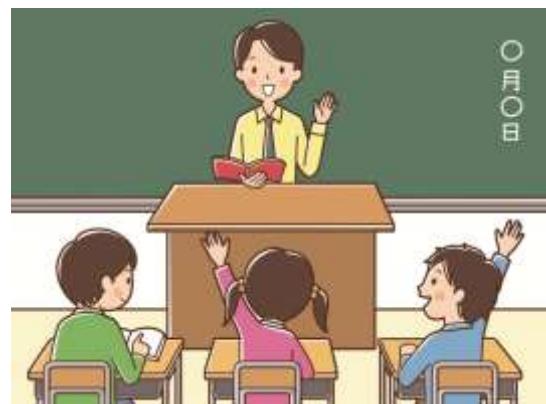


施 策	具体的な取組	担当課
重点 (4) 乳幼児期の教育・保育の充実	市内の保育所・幼稚園等及び地域子育て支援センターが、情報交換や職員の合同研修を行う等の連携を図り、「乳幼児期の教育基本方針」に基づき、質の高い乳幼児の教育・保育に努めます。	子育て支援課 学校教育課
新規 重点 (5) 幼保連携の推進	三豊で育つ子どもは、就学前の同じ年齢の子どもが同じ教育・保育を受けることができる環境をめざし、幼保連携の推進に取り組みます。	子育て支援課 学校教育課
新規 (6) 幼児教育から義務教育への円滑な接続	保育所・幼稚園等と小学校の教育方法や環境の違いにとまどい、なじめないケース（小1 プロブレム）が問題となっています。 子ども同士の交流や教職員の連携等に引き続き取り組みながら、子どもの成長を連続した過程として捉えた中での具体的な取組を検討します。	子育て支援課 学校教育課
(7) 延長保育事業	保護者の就労形態の多様化や女性の就労率の向上に伴い、保育標準時間以上の保育が必要となる子どもの保育に対応することが求められています。子どもの健康や保護者のニーズを考慮しながら、実施に努めます。 ※第2編 子ども・子育て支援事業計画該当事業	子育て支援課
(8) 休日保育事業	保護者の就労形態の多様化等により、日曜日等の保育が必要となる子どもの保育について、実施に努めます。	子育て支援課
(9) 災害に強い教育施設の整備	子どもたちが1日の大半を過ごす教育・保育施設の耐震化を図るため、耐震改築工事を実施します。また、非構造部材（外壁、天井材等）の耐震化を推進します。	教育総務課





施 策	具体的な取組	担当課
(10) 良質な教育環境の整備	<p>良質な学習環境が子どもの学習意欲の向上に寄与することから、必要な施設整備や設備整備に努めます。</p> <p>また、児童・生徒数が減少傾向にある現状を踏まえ、同世代の多様な考えに触れ、互いに学びあう機会を作り、子どもたちがたくましく育つ環境を整備するために、学校の適正規模・適正配置を推進します。</p>	学校教育課 教育総務課



1-3 経済的な負担の軽減

● 施策の方向性

すべての親と子どもが、安心して幼児教育・保育や子育て支援サービスを受けられるよう、経済的な負担の軽減を図ります。

● 推進施策

施 策	具体的な取組	担当課
(1) 子育て応援 サービス券支給 事業	<p>3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの保護者に対し、ファミリー・サポート・センター事業や一時預かり事業等で利用できるサービス券を支給することにより、利用者の負担を軽減し、子育て家庭を支援します。</p> <p>今後、対象者や対象事業の見直し等も含めて、一層の子育て家庭の支援に努めます。</p>	子育て支援課
(2) 子どもが多い 家庭への保育料の 軽減	<p>就学前の子どもが2人以上いる場合、認可保育施設を利用しているか認可外保育施設を利用しているかを問わず、第2子の保育料半額、第3子以降の保育料免除の検討・実施に取り組みます。</p> <p>幼稚園も同様に、第2子の保育料半額、第3子以降の保育料を免除します。</p>	子育て支援課 学校教育課
(3) 児童手当支給事業	子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、安定した児童養育ができるよう、手当の適正支給に努めます。	子育て支援課





1-4 家庭と地域の教育力の向上

● 施策の方向性

保育所・幼稚園等、小・中学校を通じて家庭教育に関する学習機会の充実を図るとともに、地域の中で人間性豊かな人格の形成が図られるよう、公民館、スポーツ・文化団体などの活動の活性化に努めます。

● 推進施策

施 策	具体的な取組	担当課
(1) 家庭教育への支援の充実	社会生活の基礎となる家庭の役割や重要性を学習し、家庭での教育力を高めるため、幼稚園、小学校、中学校での家庭教育学級を継続して開設したり、幼稚園で保護者参加の行事を設けたりする等、地域・家庭における教育力を高める機会の充実に努めます。	学校教育課 生涯学習課
(2) スポーツ・レクリエーションの環境づくり	スポーツを通じた交流による新しい地域コミュニティづくりや、創作活動等を通じた世代間交流を図るため、スポーツ推進委員事業、各子ども会事業、公民館事業等で、各種スポーツ教室や創作活動、野外活動等を実施します。	生涯学習課
(3) 地域連携の教育支援 新規	公民館を核とした地域が、放課後や週末等に子どもが安心して活動できる場を確保し、子どもの成長を支援する放課後子ども教室推進事業に取り組みます。 また、学校週5日制の実施下で、学校・家庭・地域が連携して、土曜日の有意義な学びの場を実現できるよう取り組みます。	生涯学習課
(4) 祖父母の子育て力への支援 新規	祖父母世代に現状の子育てニーズについて理解を深めてもらうとともに、父母と一緒に子育てを行える「いくじい・いくばあ」の支援として、冊子の作成・普及啓発の講演会の開催等に取り組みます。	子育て支援課



1-5 心と体の成長のための有害環境等対策

● 施策の方向性

思春期の子どもが健やかに育つため、家庭でのしつけを前提に、関係機関と連携しながら、地域全体で健全な環境づくりを推進します。

● 推進施策

施 策	具体的な取組	担当課
(1) 噸煙防止対策の推進	未成年者の喰煙防止のため、学校、地域、関係機関・団体等と連携して、街頭補導の強化や広報啓発活動を推進します。	少年育成センター
(2) 薬物乱用防止対策の推進	近年、国内では中学生・高校生の間で薬物乱用に対する警戒心や抵抗感が薄れつつあるため、県西讀保健所・三豊警察署・薬剤師会・ライオンズクラブ・学校等の関係機関と連携し、キャンペーンやイベントでの正しい知識の普及啓発活動を行い、薬物乱用防止に努めます。	健康課 学校教育課 少年育成センター
(3) 有害環境対策の推進	多様化している有害環境・情報に対応するため、街頭補導やパトロールによる有害環境の把握や子どもたちへの指導・声掛け、白ポストによる有害図書等の定期的回収を行います。 また、近年、インターネットや多機能携帯電話等の普及により、子どもが被害に巻き込まれる可能性が高まっていることから、子どもの多機能携帯電話等の使用に関する研修会を実施します。	学校教育課 少年育成センター





目標2 様々な状況にある子どもへのきめ細やかな取組の推進

● 現状と今後の視点

すべての子どもが生存と発達を保護され、健やかに育つためには、家族をはじめとする周囲からの愛情を受け、安心感・安定感を得て育つ環境の確保や、ひとり親家庭等への自立支援、障害のある子どもへの支援等、様々な状況にある子どもが安心して育ち、また、保護者が安心して育てられる取組が必要となってきます。

(取組の現状)

事 項	状 况
児童虐待防止対策の充実	三豊市児童対策協議会を設置し、県西部子ども相談センター等の関係機関と連携して、児童虐待等の初期対応を行っている。
ひとり親等医療費助成	ひとり親家庭等の親子に対する医療費の助成を実施している。平成23年8月診療分から、助成対象を拡充し、ひとり親の父親も対象となっている。
児童扶養手当	生活の安定・自立の促進と子どもの健やかな育ちを目的として、約500人のひとり親家庭の受給者に対して、手当を支給している。
遺児年金	保護者が死亡した義務教育修了前の児童（遺児）の親権者または現に児童を監護している者に、年額12万円を支給している。
障害児教育の充実	市内幼稚園、小・中学校では特別支援教育支援員を配置し、対応している。保育所でも同様に、職員の加配を行っている。

(アンケート等を踏まえた分析)

＜児童虐待について＞

児童虐待防止に関して、就学前児童・小学生アンケートとともに、児童虐待を見聞きしたことがある割合は約1割でした。その場合、虐待かどうかの判断がつかない等の理由で通報しなかったケースが約7割ありました。



【就学前児童、小学生／児童虐待の見聞の有無】

	合計	ある	ない	無回答
就学前	1124	128	992	4
	100.0	11.4	88.3	0.4
小学生	1039	115	922	2
	100.0	11.1	88.7	0.2

【就学前児童、小学生／（ある方限定）連絡の有無】

	合計	子育て支援課（市役所）	市教育委員会	児童相談所	警察	保育所・幼稚園・学校	民生委員・児童委員	その他	通報しなかった	無回答
就学前	128	7	2	2	1	12	0	10	94	0
	100.0	5.5	1.6	1.6	0.8	9.4	0.0	7.8	73.4	0.0
小学生	115	3	1	0	4	13	0	11	82	1
	100.0	2.6	0.9	0.0	3.5	11.3	0.0	9.6	71.3	0.9

【就学前児童、小学生／（通報しなかった方限定）通報しなかった主な理由】

	合計	虐待かどうかの判断がつかなかったから	トラブルに巻き込まれるおそれがあったから	通報しようとしたが止められたから	その他	無回答
就学前	94	63	3	1	26	1
	100.0	67.0	3.2	1.1	27.7	1.1
小学生	82	58	4	2	18	0
	100.0	70.7	4.9	2.4	22.0	0.0

上段は回答者数、下段は比率。網掛けは各項目の第1位表示

＜発達障害について＞

発達障害について、次のような意見が挙げられました。

- 子ども・子育て会議では、「幼稚園では発達障害への支援が十分にできていないのが現状だが、幼稚園・保育所の職員合同研修の機会を増やしている」という意見が挙げられました。
- 教育・保育関係者への聞き取り調査では、「発達障害のある子どもが、保育所・幼稚園等から小学校へ就学する際に、家庭、保育所・幼稚園等、小学校間の連携をさらに強化し、市内である程度統一した取組ができるようになればよいのではないか」という意見が挙げられました。





(今後の視点)

- 児童虐待防止に関する総合的な取組（市民の通報義務など児童虐待防止法の普及啓発、育児不安や家庭内のストレスを軽減する支援、地域で孤立しない育児を支える仕組み、携わる職員の専門的な研修など）をさらに進める必要があります。
- ひとり親家庭（母子、父子）が増えつつあり、ひとり親の低年齢化もあるため、支援方法を検討する必要があります。
- 特に発達障害児への支援として、保育所・幼稚園等、小学校をはじめとする関係機関の一層の連携と支援体制づくりを進める必要があります。



この分野の重点施策と達成をめざす目標(指標)

- 子どもの安全確保の優先と迅速な対応

本施策は数値目標にはなじまないため、平成29年度を目途に次の取組を行うことを目標とします。

これまでの児童虐待に係る相談・通告等における対応実績をもとに、より迅速で的確な対応が図れるよう対応マニュアルを作成するとともに、関係機関との連携のためマニュアルを共有します。



2-1 児童虐待防止対策の充実

(本施策は、子ども・子育て支援事業計画の任意記載項目に該当)

● 施策の方向性

家庭、地域、行政をはじめ、医療、教育、警察などの関係機関との連携の下、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を図る総合的・組織的な対応を図り、子どもに対する虐待のないまちづくりを推進します。

● 推進施策

施 策	具体的な取組	担当課
<p>重点</p> <p>(1) 子どもの安全確保の優先と迅速な対応</p>	<p>近年児童虐待相談件数は増加しており、緊急対応やより高度な専門的知識が必要なケースが増えています。</p> <p>市で相談・通告を受けたケースのうち、緊急危険度が高いと判断される場合や子どもの保護が必要とされる場合は、県西部子ども相談センター等と協議し対応を決定するとともに、必要に応じて当該センターと同行訪問し、安全確認等を行っています。</p> <p>また、虐待の初期対応においては、関係機関から成る市児童対策協議会で情報交換や対応の協議を行っています。</p>	子育て支援課





施 策	具体的な取組	担当課
(2) 組織的な対応及び 関係機関の連携	<p>児童家庭相談・児童虐待相談に対応するため、児童家庭相談員を複数名配置し、相談体制の充実・強化を図っています。また、関係機関との連携については、市児童対策協議会において、県西部子ども相談センターのほか、市教育委員会・三豊警察署等の関係機関と連携し、情報交換や支援方法の協議等を行っています。</p> <p>今後、実務者会議や個別ケース検討会議等の実務者レベルでの協議体制の充実を図るとともに、学校や民生委員児童委員、主任児童委員等が相互に日常的に連携をとれる体制づくりを検討していきます。</p>	子育て支援課
(3) 啓発活動の充実	<p>虐待等の問題となる要因の発生に対する予防の観点から、イベント等での子どもの人権擁護に関する啓発活動、広報活動に取り組みます。</p> <p>また、オレンジリボン運動を通じた児童虐待防止の趣旨の啓発や相談、通告窓口の一層の周知を図っていきます。</p>	子育て支援課



2-2 非行防止対策等の推進

● 施策の方向性

地域全体で子どもを見守る体制と活動の充実を図りながら、家庭、学校、地域が連携し、
非行の発生防止や早期対応等、子どもの健全育成を図る地域づくりを推進します。

● 推進施策

施 策	具体的な取組	担当課
(1) 非行防止対策の 推進	少年の健全育成を図るために、地域や警察等 の関係機関・団体と連携し、非行防止・啓発・ 広報を行うとともに、毎日の街頭補導やパト ロールの実施に努めます。	少年育成センター





2-3 ひとり親家庭等への自立支援の推進

(本施策は、子ども・子育て支援事業計画の任意記載項目に該当)

施策の方向性

ひとり親家庭では、家事、子育て、生計等の負担をひとりで負うこととなるため、生活支援や経済的自立支援等、総合的な支援が必要となります。

ひとり親家庭それぞれの個別ニーズに応じた生活支援と経済的自立支援とともに、きめ細かな福祉サービスを提供します。

推進施策

施 策	具体的な取組	担当課
(1) ひとり親家庭の子育て支援	<p>年々ひとり親が増加する中、ひとり親家庭における子育てと生計の二重の負担を軽減することが求められています。</p> <p>保育の必要性の認定における考慮や、みとよファミリー・サポート・センターの援助活動利用料の一部補助等を実施します。</p> <p>また、ひとり親への支援について、今後も市広報やホームページ、郵送等での周知を図っていきます。</p>	子育て支援課
(2) サポート体制の充実	<p>年々母子及び父子の就労関係相談が増えており、母子・父子自立支援員による母子自立支援プログラム策定等事業を行い、ハローワークとの連携による個々のニーズ等に応じた就労支援に繋ぐことで、精神的な安らぎや自立への解決策が見いだせるよう支援します。</p> <p>また、三豊市母子福祉連合会での研修会やしおりの作成等、ひとり親家庭への情報提供に努めます。</p>	子育て支援課
(3) ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の健康保持と生活の安定に寄与するため、医療費の一部を助成し、ひとり親家庭等の福祉向上を図ります。	健康課



施 策	具体的な取組	担当課
(4) 児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進が図れるよう、手当の適正支給に努めます。	子育て支援課
(5) 母子家庭等自立支援給付金事業	母子父子家庭等の自立支援を図るため、資格取得等のための就学等、積極的な能力開発を支援するため、母子家庭自立支援教育訓練給付金事業、母子家庭高等職業訓練促進給付金事業を実施するとともに、事業の普及啓発に努めます。	子育て支援課
(6) 遺児年金支給事業	遺児(父母又はその一方を死亡等により失った児童)の健全育成と児童福祉の増進を図るため、遺児年金支給事業を実施します。	子育て支援課
(7) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	生活が不安定なひとり親家庭や寡婦の自立支援と児童福祉の推進のため、無利子又は低金利で修学資金等の貸付を実施します。	子育て支援課





2-4 障害のある子どもへの施策の充実

(本施策は、子ども・子育て支援事業計画の任意記載項目に該当)

施策の方向性

障害児一人ひとりが、成長後も社会の一員として地域社会で安心して暮らすことをめざし、関係機関との緊密な連携及び支援体制を構築し、それぞれの障害に応じた療育及び教育の充実、義務教育への円滑な接続等、地域で支える環境づくりを推進します。

推進施策

施 策	具体的な取組	担当課
(1) 障害児教育・保育の充実	<p>保育所・幼稚園等、小・中学校で特別な支援が必要な乳幼児・児童・生徒には、支援のための職員を加配するきめ細かな教育・保育を実施しています。</p> <p>今後は、研修等の専門的な知識を得る機会を増やし、より適切な支援ができるよう検討します。</p> <p>また、県下統一のサポートファイル「かけはし」の活用について、福祉・保健・医療・教育等の連携を図るとともに、ライフステージを通じて必要な支援がスムーズに受けられるよう、利用の普及啓発に努めます。</p>	子育て支援課 学校教育課
(2) 障害の早期療育	市が委託している障害者相談支援事業所で、受けられるサービス等の相談支援事業を実施していきます。	福祉課
(3) 障害児（者）の地域における生活支援の充実	<p>障害者総合支援法に基づき、自立支援給付と地域生活支援事業で個々の状況に応じて効果的な支援を提供します。</p> <p>また、障害のある子どもの遊び場や保護者同士のコミュニケーションの場を確保し、今後も、障害児支援施設のほか関係機関等と連携をとりながら、障害のある子どもが身近な地域社会で安心して過ごせるよう取り組みます。</p>	福祉課



施 策	具体的な取組	担当課
(4) 特別児童扶養手当支給事業	精神又は身体に障害を有する子どもを監護・養育している父母又は看護者に対して手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。	福祉課
新規 (5) 発達障害のある子どもへの支援の連携	<p>発達障害の早期発見や継続的な相談等の適切な支援を行えるよう、三豊市発達障害等支援連携会議を設置し、関係機関との緊密な連携及び支援体制づくりを推進します。</p> <p>また、発達障害のある子どもが、保育所・幼稚園等から小学校へ就学する際に、家庭、保育所・幼稚園等、小学校間が連携し、安心して円滑に義務教育に接続できるよう取り組みます。</p>	子育て支援課 学校教育課





目標3 安心して産み、育てることを見守る体制づくり

安心して子どもを産み、健やかに育てるには、医療・保健分野の充実を図ることが重要です。妊娠・出産期から乳幼児期まで切れ目なく母子の健康を守る取組を行うとともに、その後のライフステージの基礎となる胎児期からの生活習慣病の予防につなげる取組、安心して医療を受けられる体制づくり等が必要となってきます。

● 現状と今後の視点

(取組の現状)

事 項	状 况
妊婦乳幼児健康診査	妊婦一般健康診査（14回）、妊婦歯科健康診査（1回）、乳児一般健康診査（2回）を医療機関で受診した場合に公費負担している。 (乳児一般健康診査受診率 74%、妊婦歯科健康診査受診率 35%、2歳児歯科健康診査受診率 57%：各H25実績)
家庭訪問	生後4か月までの乳児を対象に実施しており、毎年度、ほぼすべての乳児家庭に対し実施できている。
予防接種	ヒブ・小児用肺炎球菌等の定期予防接種を指定医療機関で随時実施している。 (1回のみの予防接種の接種率は90%以上だが、複数回接種の接種率は70%台)
不妊治療対策	市独自の施策として、特定不妊治療費の一部助成（平成18年度～）、一般不妊治療費の一部助成（平成24年度～）を実施している。
食育の推進	保育所・幼稚園等を中心に、地区組織がおやつづくりや講話等の食育を行っている。
子ども医療費支給事業	市独自の施策として、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの医療費の一部を助成している。



(アンケート等を踏まえた分析)

＜妊婦教室、離乳食講習について＞

就学前児童アンケートでは、妊婦教室（プレママ教室、パパママ教室）、離乳食講習の認知度は8割でしたが、参加経験は3割程度でした。参加経験が低い背景には三世代同居率の高さも影響していると考えられます。

また、年齢別のクロス集計結果をみると、0～1歳では「子育てホームヘルプ」の認知度は5割を超え、「子育て応援サービス券」の認知度は8割を超えています。0歳の「離乳食講習会」の利用希望は5割を超えています。

【就学前児童／市の子育て支援サービスの認知度、参加経験、利用意向】

	知っている		利用したことがある		今後利用したい	
	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
ア プレママ教室、パパママ教室	81.1	15.1	25.8	67.3	22.0	64.2
イ 離乳食講習会	80.3	14.9	35.3	58.3	26.4	59.8
ウ 子育てホームヘルプ	42.9	53.1	1.8	88.8	20.1	66.7
エ 子育て応援サービス券	67.3	29.3	13.5	78.0	43.3	44.2
オ 保育所や幼稚園の園庭等の開放	64.9	31.6	30.5	62.1	57.8	30.0

値は比率。網掛けは比率が多い項目。無回答は非表示

＜産科・小児科の充実について＞

就学前児童・小学生アンケートともに「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が特に多く、自由意見でも「市内の産科・小児科の充実」を望む意見が多く挙げられました。また、子ども医療費支給に関する自由記載として、支給継続を望む声が多い一方、不必要的受診の増加を危惧する意見もみられました。

(今後の視点)

- 妊婦乳幼児健康診査は都合の良い時に受診できる医療機関健診ですが、受診率が伸び悩んでいる状況にあります。また、予防接種も複数回接種の接種率が伸び悩んでいる状況であり、健診受診率と予防接種率の向上を図る必要があります。
- 健診等で気になる子どもの相談を充実させるよう検討していくことが必要となります。
- 市内に小児科はなく、産科も不足している状況にあるため、対応を検討する必要があります。





この分野の重点施策と達成をめざす目標(指標)

①家庭訪問

	現状 (平成 25 年度)	中間目標 (平成 29 年度)	最終目標 (平成 31 年度)
家庭訪問（乳児家庭全戸訪問事業） 実施率	99%	100%	100%

②予防接種

	現状 (平成 25 年度)	中間目標 (平成 29 年度)	最終目標 (平成 31 年度)
予防接種率	70%	73%	75%



3-1 妊娠期から乳幼児期等の親子の健康の確保

● 施策の方向性

子育て家庭と直接関わる乳児訪問と感染症予防に重点を置きながら、心身の変化が著しい時期である妊娠中から出産後の育児不安や孤立感の軽減、母子の健康保持・増進への支援を図ります。

● 推進施策

施 策	具体的な取組	担当課
(1) 母子健康手帳交付 及び保健指導	<p>妊娠届により、妊娠早期から出産後の乳幼児健診、予防接種について記入できる母子健康手帳を交付します。</p> <p>妊娠届出時の保健師による面接等により、支援が必要なハイリスク妊婦の把握と支援に努めます。医療機関、関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。</p>	子育て支援課
(2) 妊婦乳幼児健康 診査	<p>妊婦及び乳幼児の健康の保持・増進のため、妊婦一般健康診査、妊婦歯科健康診査、乳児一般健康診査、2歳児歯科健康診査を実施し、受診率の向上に努めます。</p> <p>※第2編 子ども・子育て支援事業計画該当事業</p>	子育て支援課
(3) 妊婦教室	<p>妊婦及び夫婦を対象に、妊娠中の不安を緩和し、健やかに出産・育児に臨めるよう、「プレママひろば」「パパママ教室」を実施します。</p> <p>妊婦同士の交流の場、仲間づくりの場として参加しやすいよう、内容の充実と普及啓発に努めます。</p>	子育て支援課





施 策	具体的な取組	担当課
(4) 妊産婦・乳幼児相談	<p>妊娠婦の妊娠・出産・育児に関する不安を緩和するため、妊娠届出時の面接、プレママひろば、パパママ教室等での相談や、個別相談、家庭訪問による相談を実施します。</p> <p>個々の相談のニーズに合った相談の体制づくりを検討します。</p>	子育て支援課
重点 (5) 家庭訪問	<p>健康状態の把握や育児相談に応じるため、すべての赤ちゃんを対象に実施します。要支援児、妊娠婦についても、関係機関と連携を図り、家庭訪問を実施します。</p> <p>※第2編 子ども・子育て支援事業計画該当事業</p>	子育て支援課
(6) 乳幼児健診の充実	<p>疾病の早期発見、早期対応と育児支援を図るため、乳幼児健診（4か月、1歳6か月、3歳）や乳児相談（10か月）を実施します。</p> <p>支援が必要なケースの継続支援や、健診未受診者の把握を図る等、一層の実施体制の充実に努めます。</p>	子育て支援課
(7) 育児サークル	保育所等に通っていない就学前の子どもとその保護者が自主的に集い、気軽に相談しあえる場として実施します。	子育て支援課
(8) 離乳食講習	乳児期の栄養及び食習慣の基礎を学び実践してもらえるよう、生後1歳未満の子どもの保護者を対象に、栄養士による講義・調理実習を実施します。	子育て支援課
重点 (9) 予防接種	<p>伝染のおそれのある疾病的発生・蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、定期予防接種（ヒブ・小児用肺炎球菌・四種混合・三種混合・二種混合・不活化ポリオ・麻しん風しん・日本脳炎・BCG・水痘）を実施します。</p> <p>予防接種の必要性について、保護者への普及啓発に努めます。</p>	子育て支援課



3-2 不妊治療への支援

● 施策の方向性

不妊治療費の助成を継続し、子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず、子どもに恵まれない人を支援します。

● 推進施策

施 策	具体的な取組	担当課
(1) 不妊治療費助成事業	不妊治療に係る経済的な支援として、特定不妊治療費の一部助成と一般不妊治療費の一部助成を行い、少子化対策に取り組みます。	子育て支援課





3-3 食育の推進

● 施策の方向性

地域活動を通じた家庭における正しい食習慣の実践とともに、保育所・幼稚園等、小・中学校における食育を通じて、子どもが「食」と「ふるさと」に感謝する気持ちを育みます。

● 推進施策

施 策	具体的な取組	担当課
(1) 食育の推進	<p>「三豊市食育推進計画」に基づき、食生活改善推進員による地域での食育の取組等、関係機関、地区組織等と連携しながら、草の根的に広がりのある取組を推進します。</p> <p>また、保育所・幼稚園等、小・中学校でも栄養教諭による指導や、農業体験等を通じた食育を推進します。</p>	健康課 子育て支援課 学校教育課



3-4 生活習慣病予防対策の推進

● 施策の方向性

「My カルテ」の普及を図り、胎児期や乳幼児期、学童期からの正しい生活習慣の定着をめざします。

● 推進施策

施 策	具体的な取組	担当課
 (1) My カルテの導入	医師会、三豊市等が連携する三豊・観音寺地区健康手帳運営会議により作成したMyカルテの普及啓発を推進します。 胎児期からの連續した成長過程での健康に対する意識を向上させ、生活習慣病の予防につなげるよう努めます。	子育て支援課 学校教育課





3-5 小児医療の充実

● 施策の方向性

広域医療圏における救急医療体制を維持し、近隣自治体の小児医療体制とも連携しながら、市内的小児医療体制の充実と医療給付制度の適切な実施を図り、子どもの健全な成長を支える小児医療の充実を進めます。

● 推進施策

施 策	具体的な取組	担当課
(1) 小児医療の体制づくり	本市をはじめ、全国的に小児科医が不足している状態に鑑み、近隣の小児科がある初期～三次医療機関との連携を推進するとともに、小児医療体制の整備について検討します。	健康課
(2) 子ども医療費支給事業	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの医療費の一部を助成することにより、子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ります。	健康課
(3) 小児医療給付制度	<p>子どもの慢性的な病気や障害を改善させるため、医療給付制度を適切に実施します。</p> <p>①未熟児療育医療費支給事業 出生時の体重が2,000グラム以下又は生活力が弱いために入院医療が必要な未熟児への医療給付を行います。</p> <p>②小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業 特定の対象疾患を持つ子どもで認定基準を満たしていると認められた場合、必要な医療給付を実施します。</p> <p>③自立支援医療費（育成医療）給付事業 肢体不自由、視覚聴覚機能障害等の疾患有を持つ子どもを対象に、確実な治療効果が期待できる医療給付を実施します。</p>	健康課 福祉課 子育て支援課



目標4 仕事と生活の調和

女性の社会進出や就労形態の多様化を受けて、子育て家庭においては、家事、子育て、仕事を、家庭内で互いに支え合いながら担っていくことが重要になっています。

親が子育てに喜びを感じながら子どもと向き合う時間を持つためには、子育て世代の働く男女が仕事と子育てを両立できる体制を社会全体に浸透させるとともに、家庭生活と職業生活の調和に関する認識を高めることが必要となってきます。



現状と今後の視点

(取組の現状)

事 項	状 况
男女共同参画	男女共同参画の視点から、「仕事と家庭の両立支援」「働きやすい職場づくり」等について、広報紙やパンフレットでの普及啓発を実施している。
企業に対する意識啓発	多様な働き方の実現への支援として、平成26年度末まで、三豊市がんばる企業応援事業補助金交付要綱の規定に基づき、三豊市子育て応援協定締結事業を実施する。
仕事と子育ての両立支援のための体制整備等の推進	保育所、幼稚園の預かり保育、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターなど、両立支援のための子育て支援の充実に取り組んでいる。

(アンケート等を踏まえた分析)

＜育児休業の取得について＞

育児休業の取得に関する状況は、次のとおりです。

- 育児休業取得の割合は、就学前児童、小学生とともに「母親」3割半ば～4割弱、「父親」2%未満です。(「第1編 第2章 3世帯・就労の状況」参照)
- 育児休業を取得した人のうち、母親の希望は子どもが2歳近くになってからの仕事への復帰ですが、実際は子どもが1歳頃に復帰するケースが多いことがわかりました。また、職場復帰の理由は、就学前児童、小学生とともに「育児休業を取得可能な期間の上限になったため」が最も多くなっています。





【就学前児童、小学生／職場復帰時期の実際と希望】

<就学前児童>	母親の職場復帰時期（平均）	父親の職場復帰時期（平均）
実際 ↓ 希望	1歳 1か月 ↓ 1歳 9か月	0歳 2か月 ↓ 0歳 7か月

<小学生>	母親の職場復帰時期（平均）	父親の職場復帰時期（平均）
実際 ↓ 希望	0歳 11か月 ↓ 1歳 10か月	0歳 1か月 ↓ 0歳 6か月

【就学前児童、小学生／職場復帰の理由】

		合計	育児休業を取得可能な期間の上限になつたため	保育所の入所に合わせたタイミングだったため	配偶者や家族の希望があつたため	人事異動や業務の節目の時期に合わせるため	その他	特に理由はない	無回答
就学前	母親	418	133	72	11	95	48	21	38
		100.0	31.8	17.2	2.6	22.7	11.5	5.0	9.1
小学生	父親	12	5	0	0	0	2	2	3
		100.0	41.7	0.0	0.0	0.0	16.7	16.7	25.0
小学生	母親	318	101	49	11	70	43	18	26
		100.0	31.8	15.4	3.5	22.0	13.5	5.7	8.2
	父親	8	1	0	0	0	1	3	3
		100.0	12.5	0.0	0.0	0.0	12.5	37.5	37.5

上段は回答者数、下段は比率。網掛けは各項目の第1位表示

<仕事と子育ての両立に関する希望について>

就学前児童・小学生アンケートともに、仕事と子育ての両立に必要な対策として「就労時間中に子どもを保育する施設の増加」、「育児休業の充実や上司の理解などの職場環境の整備」、「配偶者や祖父母などの家族・親族の理解と支援」が上位に挙げられました。（「第1編 第2章 4 子育てについての意識・意向等」参照）

<市内企業・法人での子育て支援について>

市内企業・法人アンケートから、回答していただいたほぼすべての企業・法人において、「子育て期間の短時間勤務」「子育て期間は就業時間を柔軟に対応」「就業シフトの配慮」などが実施されていることがわかりました。

(今後の視点)

- 父母ともに育児休業を取得しやすい環境づくりや、事業所内保育施設の整備促進等、子育てをしながら働きやすい環境づくりを、商工会、中小企業振興協議会等を通じて企業に働きかける必要があります。
- 仕事と子育てを両立しながら働きやすい環境をつくるために、保育・子育て支援サービスの継続実施と充実に係る検討が必要です。





この分野の重点施策と達成をめざす目標(指標)

①企業に対する意識啓発

	現状 (平成 25 年度)	中間目標 (平成 29 年度)	最終目標 (平成 31 年度)
「事業所内子育て支援環境整備 推進事業」補助金交付件数	6 件	10 件	12 件

※現状（平成25年度）は、「子育て応援協定締結事業」による実績。





4-1 多様な働き方の実現と働き方の見直し

(本施策は、子ども・子育て支援事業計画の任意記載項目に該当)

施策の方向性

男女がともに“子育ての喜び、奥深さ”を経験し、自らの成長にもつなげることができるよう、仕事と子育てを両立した仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のより一層の普及に取り組みます。

推進施策

施 策	具体的な取組	担当課
(1) 男性の働き方の見直しと子育ての促進	女性の社会進出が進み、就労形態が多様化している現状に鑑み、ワーク・ライフ・バランスの浸透や男性の育児休業の取得促進等、男性の働き方の見直しと家庭での子育て促進をめざし、講演会などを通じて普及啓発に取り組みます。	企画財政課 子育て支援課
(2) 女性の就労支援	依然として出産、育児等を契機に退職せざるを得ない女性が多く、再就職が困難であったり、再就職後不安定な労働条件におかれている現状に鑑み、ファミリー・フレンドリー企業の取組の紹介等、企業への働きかけや普及啓発に努めます。	企画財政課 子育て支援課



4-2 仕事と子育ての両立支援

(本施策は、子ども・子育て支援事業計画の任意記載項目に該当)

● 施策の方向性

市内企業・事業者が、より一層積極的に仕事と子育てを両立した仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への実現に取り組むよう、関係機関と連携して効果的な支援・啓発活動を開展します。

● 推進施策

施 策	具体的な取組	担当課
重点 (1) 企業に対する意識啓発	子育て家庭が仕事と子育てを両立しやすい就労環境を整えるため、三豊市中小企業振興協議会等とも連携を図りながら、子育てを応援する企業を市が支援するための取組を検討・推進します。	産業政策課 子育て支援課
(2) 両立支援のための体制整備	子育て家庭で男女がともに充実した家庭・地域・職業生活が送れるよう、保育所等での保育、幼稚園での預かり保育、放課後児童クラブ、病児・病後児保育等、就労している保護者の子育て支援施策を継続して実施するとともに、さらなる支援体制の充実に努めます。 また、仕事と子育ての両立ができるよう、働きやすい職場づくりをめざし、市内企業への普及啓発に努めます。	企画財政課 子育て支援課





目標5 地域における子育て支援の充実

保護者が子育てについての第一義的責任を有するものの、子育て世代の負担感は増大しており、地域全体で子育てを支えていくことが重要です。

地域や世代間の結びつきが比較的強い本市の状況に鑑み、地域の社会資源の発掘や相互の連携強化等を通じて、子育てをしやすい地域づくりが必要となってきます。



現状と今後の視点

(取組の現状)

事 項	状 况
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての手伝いをしたい人とそれを依頼したい人が、それぞれ会員となり、地域で有償ボランティアとして子育ての助け合いを行っている。 (H25 実績 提供会員 210 人、依頼会員 536 人、両方会員 34 人)
子育てホームヘルプ事業	市単独事業として、産前 2 か月から産後 6 か月の間、利用希望のあった家庭にヘルパーを派遣し、家事援助・保育補助を行っている。 (H25 実績 活動件数 62 件)
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター（高瀬、豊中、仁尾）、つどいの広場（詫間、三野（週 1 回）、山本（週 2 回））で、親子の交流を図るとともに、子育てに関する悩み相談・講習等を実施している。 (H25 実績 センター利用 27,243 人、ひろば利用 9,373 人)
一時預かり事業	豊中保育所及びチャイルドハウスみとよ、すくすくへの委託により、保護者の疾病等で一時的な保育が必要な子どもへの保育を実施している。 (H25 実績 保育所 689 人、委託実施 2,297 人)
幼稚園での預かり保育	市内全園で、降園時間後及び長期休業時に、18 時までの預かり保育を実施している。 (H25 実績 68,521 日（延利用日数）)
放課後児童健全育成事業	市内 23 か所（うち 6 か所は委託）で、放課後児童クラブを実施するとともに、四国学院大学への放課後児童指導員研修を委託して資質向上に努めている。 (H25 実績 登録者数 983 人)



(アンケート等を踏まえた分析)

<子育て支援施策への評価について>

就学前児童アンケートから、子育て支援に関して次のことがわかりました。

- 子育ての悩みや不安について、「自分の時間が十分にもてない」「子育てにかかる経済的な負担が大きい」を上位に挙げています。
- 現在の子育て支援サービスに対して一定の評価をしています。(「第1編 第2章 4 子育てについての意識・意向等 ③」参照)
- 市の子育て支援への期待について、「保育所や幼稚園等にかかる費用を軽減してほしい」「幼稚園の3歳児の預かり保育をしてほしい」「延長保育・夜間保育・休日保育のサービスをしてほしい」を上位に挙げています。(「第1編 第2章 4 子育てについての意識・意向等 ⑤」参照)

【就学前児童／子育てに関する悩みや気にかかること】

	大いに思う	どちらかというと思う	どちらともいえない	あまり思わない	ほとんど思わない
ア 子どもの病気や発育・発達のことに対する心配がある	8.8	23.8	15.6	28.5	22.5
イ 子どもの食事、栄養、食物アレルギーのことに対する心配がある	8.2	28.1	13.6	25.9	23.8
ウ 子どもの勉強や進学のことに対する心配がある	9.6	21.6	25.5	24.7	18.1
エ 子どもの友だち関係に対する心配がある	9.1	22.2	23.1	25.7	19.3
オ 子どもとの時間を十分もてない	11.1	21.7	16.5	26.6	23.5
カ 育児やしつけの方法がよくわからない	5.3	19.2	33.9	28.9	12.2
キ 子どもとの接し方に自信がない	3.0	12.2	23.8	35.2	25.4
ク 配偶者の協力が少ない	5.8	13.1	20.6	28.5	29.9
ケ 子育てにかかる経済的な負担が大きい	15.9	26.4	25.3	22.0	9.9
コ 自分の時間が十分もてない	22.5	32.3	21.0	16.6	7.0
サ 子育ての仲間がない	4.4	11.1	19.0	35.0	30.0
シ 子どもの親同士の交流が少ない	7.4	19.1	24.7	28.4	19.8
ス 仕事が十分にできない	8.7	18.6	25.7	26.2	20.1

数値は比率。網掛けは各項目の第1位表示。無回答は非表示





<放課後児童クラブについて>

小学生アンケートでは、放課後児童クラブの満足度が高いことがわかりました。また、放課後児童クラブの利用希望は小学1～3年生では3～4割ですが、4年生からは低くなっています。

【小学生／放課後児童クラブの満足度】

項目	満足	ほぼ満足	やや不満	不満
ア 施設・環境	34.9	45.6	12.8	4.1
イ 開室・閉室時間	38.5	43.1	9.2	7.2
ウ 職員などの配置状況（人員体制）	32.8	51.3	11.3	3.1
エ 子どもへの接し方・指導	34.4	45.6	13.8	4.1
オ 行事	40.0	51.8	5.1	1.0
カ おやつ	38.5	49.7	9.2	0.0
キ 病気やケガのときの対応	33.8	56.4	3.6	4.1
ク 保護者への情報伝達	33.8	56.4	3.6	4.1
ケ 悩み事などへの相談対応	34.4	48.2	11.8	4.1
コ 保護者の要望・意見への対応	28.7	53.8	11.3	4.1
サ 利用者間のネットワークづくり（保護者会）	25.1	59.5	8.2	5.6
シ 安全・衛生対策	15.4	59.5	15.9	3.6
ス 保育料	26.7	54.9	12.3	4.6

数値は比率。網掛けは各項目の第1位表示。無回答は非表示

【小学生／放課後の過ごさせ方の希望】

	合計	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事	児童館	放課後児童クラブ（学童保育）	ファミリー・サポート・センター	その他（公民館、公園など）	無回答
全体	1039	690	197	459	42	218	18	55	120
	100.0	66.4	19.0	44.2	4.0	21.0	1.7	5.3	11.5
小学1年生	127	68	23	49	5	55	1	8	12
	100.0	53.5	18.1	38.6	3.9	43.3	0.8	6.3	9.4
小学2年生	125	68	26	55	9	51	6	9	11
	100.0	54.4	20.8	44.0	7.2	40.8	4.8	7.2	8.8
小学3年生	146	96	32	76	8	44	4	10	12
	100.0	65.8	21.9	52.1	5.5	30.1	2.7	6.8	8.2
小学4年生	196	128	30	93	7	40	1	7	23
	100.0	65.3	15.3	47.4	3.6	20.4	0.5	3.6	11.7
小学5年生	218	165	48	100	8	17	4	15	24
	100.0	75.7	22.0	45.9	3.7	7.8	1.8	6.9	11.0
小学6年生	225	164	37	85	5	11	2	5	37
	100.0	72.9	16.4	37.8	2.2	4.9	0.9	2.2	16.4

上段は回答者数、下段は比率。網掛けは各項目の第1位表示



<病児・病後児保育について>

子ども・子育て会議では、「病児・病後児保育のニーズは高いが利用実績は少ない。要因として市外の三豊総合病院が遠いため、利用を控えている可能性がある」という意見が挙げられました。

(今後の視点)

- 多様化する保育ニーズに対応する子育て支援事業の提供体制を計画的に確保する必要があります。
- 仕事をしながら病気の子どもをみる保護者の利便性の向上を図るために、市内での病児・病後児保育の提供体制を検討する必要があります。
- 「自分の時間が十分にもてない」「子育てにかかる経済的な負担が大きい」という意見に対する検討が必要です。(注:「子育てにかかる経済的な負担」に対する取組は、「目標1-3 経済的な負担の軽減」に記載しています。)
- 多様な提供主体が参入する場合、事故防止や食物アレルギー対策、感染症対策をはじめ、サービスの質の確保に取り組む必要があります。



この分野の重点施策と達成をめざす目標(指標)

① 子育てホームヘルプ事業

	現状 (平成25年度)	中間目標 (平成29年度)	最終目標 (平成31年度)
利用件数	62件	100件	120件

② ファミリー・サポート・センター事業

③ 地域子育て支援拠点事業

④ 一時預かり事業

⑤ 放課後児童クラブ

上記②～⑤の目標は、需要と供給の数値目標として、「第2編 子ども・子育て支援事業計画」に掲載します。





5-1 地域における子育て支援サービスの充実

● 施策の方向性

子どもの視点を第一に考えながら、子どもの成長・発達に重要となる身近な地域での幅広い交流とともに、利用者のニーズに応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

● 推進施策

施 策	具体的な取組	担当課
重点 (1) ファミリー・サポート・センター事業	地域で育児の援助を受けたい人（おねがい会員）と援助したい人（まかせて会員）が会員となり、子どもの保育所等への送迎や一時預かり等を行い、地域の中で助け合って子どもを育みます。まかせて会員のさらなる確保に努めるとともに、提供体制や制度内容等の充実を図れるよう検討します。 ※第2編 子ども・子育て支援事業計画該当事業	子育て支援課
重点 (2) 子育てホームヘルプ事業	産前・産後期の家庭に子育てホームヘルパーを派遣し、家事援助や育児援助を行うことで、子育て家庭の負担軽減をはかるとともに、家庭の養育力の育成・向上を支援します。今後は、一層の普及啓発に努めます。	子育て支援課
重点 (3) 地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が気軽に集い、交流することで、育児への不安を解消すること等を目的として、地域子育て支援センター及びつどいの広場を実施します。つどいの広場の市域南部での拠点開設を検討・推進します。 ※第2編 子ども・子育て支援事業計画該当事業	子育て支援課



施 策	具体的な取組	担当課
 (4) 利用者支援事業	<p>子ども・子育て支援新制度の実施により、益々子育て支援サービスが多様化する中、個々の保護者のニーズに応じたサービスを提供できるようにするために、それぞれの状況にふさわしいサービスを選択して円滑に利用できるよう、地域子育て支援拠点等における利用者支援事業の実施を検討・推進します。</p> <p>※第2編 子ども・子育て支援事業計画該当事業</p>	子育て支援課
(5) 児童館における交流	子ども会等の地域組織、学校、関係機関等と連携しながら、異年齢の子どもたちの交流や地域住民の交流を図ります。	人権課 子育て支援課
(6) 育児支援家庭訪問事業	家庭訪問（乳児家庭全戸訪問事業）と連携して、支援が必要な乳児や家庭に対して、必要に応じて訪問を実施しています。今後は、支援体制の充実に向けて取り組みます。	子育て支援課
 (7) 養育支援訪問事業	<p>要支援児童、特定妊婦、要保護児童など、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業を実施します。</p> <p>※第2編 子ども・子育て支援事業計画該当事業</p>	子育て支援課
(8) 世代間交流・地域開放の促進	<p>保育所・幼稚園等において、中学生や高校生の職業体験や地域住民との里山登山体験、老人会との交流等、積極的に地域での世代間交流に取り組みます。</p> <p>また、降園後に親子で遊び場や保護者同士の交流の場としての園庭開放や、地域の公共施設等におよりを掲示する等、地域開放や地域交流を推進します。今後は、園庭開放での安全利用のための取組を検討します。</p>	子育て支援課 学校教育課





施 策	具体的な取組	担当課
<p>重点</p> <p>(9) 一時預かり事業</p>	<p>保護者の短時間就労や心身の負担の解消等のため、一時的・緊急的な保育が必要となる場合の一時預かりを行います。今後は、市域南部での一時預かりの体制について検討・推進するとともに、実施箇所数の増や預かり時間の拡大等についても検討します。</p> <p>また、幼稚園の通常の教育とは別に、保育が必要な在園児に対する預かり保育を継続して実施します。保育の質の充実に取り組みます。</p> <p>※第2編 子ども・子育て支援事業計画該当事業</p>	子育て支援課 学校教育課
<p>(10) 病児保育事業 (病児・病後児保育)</p>	<p>病気の回復期にある乳幼児・児童の一時的な預かりを病院・保育所等で実施し、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。今後は、サービス実施の箇所数の充実について検討・推進します。</p> <p>※第2編 子ども・子育て支援事業計画該当事業</p>	子育て支援課
<p>(11) 子育て短期支援事業</p>	<p>保護者が病気や仕事、育児疲れ等で一時に子どもの養育が困難になったとき等に、児童福祉施設等で生活指導や食事の提供等の保育を行います。サービスを必要とする人のための普及啓発に努めます。</p> <p>※第2編 子ども・子育て支援事業計画該当事業</p>	子育て支援課



5-2 子どもの健全育成の推進

● 施策の方向性

地域において、平日や休日に子どもたちが主体的に活動する様々な機会の充実を図り、子どもが責任をもって自立的に行動できる力を育む環境づくりを進めます。

● 推進施策

施 策	具体的な取組	担当課
重点 (1) 放課後児童クラブ	保護者が就労や疾病等により、昼間に児童を保育することができない場合に、放課後及び長期休業中の放課後児童クラブを実施し、児童の健全育成を図ります。研修や指導による保育の質の向上や、保育環境の向上に努めます。 ※第2編 子ども・子育て支援事業計画該当事業	子育て支援課
(2) 健全育成の環境づくり	家庭・学校・福祉・警察等の関係機関や地域住民とも連携しながら、各種ふれあい活動や講演会等を通して、子どもの健全育成を推進します。	少年育成センター
(3) 地域の人材育成の推進	子ども会活動やジュニア・リーダーによる野外活動・レクリエーション等の活動を通じて、子どもが主体的・自立的に行動できる力を育み、ひいては地域で活躍する児童の中のリーダー育成につなげます。 現在、ジュニア・リーダーは地域による偏在がありますが、全市的なジュニア・リーダーの育成をめざします。	生涯学習課





目標6 安心・安全な子育てを支える地域づくり

子どもを安心して産み育てられる地域づくりのためには、住環境、道路・交通環境の整備や、子どもの安全を確保するための交通安全対策等が必要となってきます。

● 現状と今後の視点

(取組の現状)

施 策	具体的な取組
良質な住宅の確保	市営住宅の建替えに際しては、災害対策やバリアフリー等を考慮した居住環境の整備を推進している。
良好な居住環境の確保	安全確保のため、公園施設等の定期的な遊具点検を行い、老朽化している場合は補修を行っている。 通学路は関係機関と安全点検を行い、危険箇所についてはそれぞれの機関が迅速に対処している。
子育てバリアフリー化	公共施設等の建築計画においてバリアフリー化の推進（エレベーターや多目的トイレ、ベビーコーナー（子どもの授乳やおむつ替えをする場所）の設置等）に努めている。
安全・安心まちづくりの推進	市内各自治会等からの防犯灯設置要望に基づき新規設置、修繕等を行い、通学路の安全確保等に努めている。
子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	安全安心パトロール隊による下校時の巡回、子ども地域安全見守り隊による登下校時の見守り、補導員による補導活動、「子どもSOSの家」の設置等を進める。
交通安全教室の推進	市内の保育所・幼稚園、小・中学校を対象に交通安全教室を実施している。 警察や交通指導員、地域ボランティア等と連携し、特に新入生に対して交通安全教育を行っている。



(アンケート等を踏まえた分析)

＜地域住民と子どもの関わりについて＞

就学前児童・小学生アンケートから、近所づきあいの程度に地区によって差があること、また、近所や地域に対して「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」「出会ったときに声をかけあうなど、子どもにかかわってほしい」と望んでいることがわかりました。（「第1編 第2章 4 子育てについての意識・意向等 ④」参照）

＜生活環境について＞

安心して外出できる環境について、就学前児童・小学生ともに「なっていると思わない」の割合が4割強～4割半ばで、「思う」割合を上回りました。また、自由意見では「道路環境」「公園整備」の意見が多く、中でも「子どもが安全に遊べる公園等施設の整備」の要望が多く挙げられました。

【就学前児童・小学生／子どもや親が安心して外出できる環境の評価】

	合計	そう思う	どちらか というと 思う	どちらと もいえな い	どちらか というと 思わない	思わない	無回答
就学前	1124	41	190	404	288	194	7
	100.0	3.6	16.9	35.9	25.6	17.3	0.6
小学生	1039	31	187	342	288	187	4
	100.0	3.0	18.0	32.9	27.7	18.0	0.4

上段は回答者数、下段は比率。網掛けは各項目の第1位表示

＜地域の防犯活動について＞

地域の防犯活動について、就学前児童・小学生ともに、「できていると思わない」の割合が4割前後で、「思う」割合を上回りました。

【就学前児童・小学生／地域防犯活動の評価】

	合計	そう思う	どちらか というと 思う	どちらと もいえな い	どちらか というと 思わない	思わない	無回答
就学前	1124	51	189	400	283	195	6
	100.0	4.5	16.8	35.6	25.2	17.3	0.5
小学生	1039	63	243	322	259	149	3
	100.0	6.1	23.4	31.0	24.9	14.3	0.3

上段は回答者数、下段は比率。網掛けは各項目の第1位表示





(今後の視点)

- 子育て世代が利用する公共施設やスーパーマーケット等にベビーコーナーが少なく、「子育てバリアフリー化」を推進する必要があります。
 - 保護者の評価を踏まえ、安心して外出しやすい環境づくりのための取組を検討する必要があります。



6-1 生活環境の整備

● 施策の方向性

公共施設、道路、住宅などの事業とともに、民間事業者にも働きかけながら、生活環境のバリアフリー化（ユニバーサルデザイン化）と安全性の向上に努めます。

● 推進施策

施 策	具体的な取組	担当課
(1) 良好的な居住環境の整備	<p>「三豊市市営住宅ストック総合活用計画」及び「三豊市市営住宅長寿命化計画」に基づき、市営住宅建替えの検討時には、災害対策やバリアフリー等を考慮に入れ、子育て世帯が安心して居住できる環境の整備を実施します。</p> <p>また、公園等が子どもの遊び場や交流・憩いの場として適切に利用できるよう、利用状況を把握しつつ、遊具の点検や修繕を行い、既存施設の整備を図っていきます。</p>	住宅課 施設管理課
(2) 安全な道路交通環境の整備	<p>道路整備に当たっては、災害時への対応やバリアフリー化、環境・景観の保全等に配慮し、環境と人にやさしい道づくりを進めます。</p> <p>幹線道路の歩道整備計画を進めるとともに、通学路における危険箇所の解消に取り組みます。</p>	建設課
(3) 「子育てバリアフリー」の推進	<p>子育て家庭の親子が利用する公共施設やスーパー・マーケット等の新築や増改築の計画があることが分かった場合には、ベビーコーナーの設置について働きかけます。</p> <p>公共施設の新築、増改築時には、段差のない床等、バリアフリーに配慮した施設づくりを実施するとともに、既存の公共施設等、親子の集う場所へのおむつ交換台の設置に取り組みます。</p>	建築課 子育て支援課





6-2 安全・安心な地域づくりの推進

● 施策の方向性

保育所・幼稚園等、小・中学校、警察などの関係機関との連携、地域住民、地域団体と連携協力し、子どもたちが安心して学び、遊ぶことのできる地域環境の向上を図ります。

● 推進施策

施 策	具体的な取組	担当課
(1) 子どもが被害に遭わないためのまちづくり	<p>地域住民による安全安心パトロール隊や子ども地域安全見守り隊の活動を実施していますが、住民参加の地域偏在があるため、参加者の促進に努めます。また、夜間の犯罪を未然に防止し、通学路等の通行の安全を図るために防犯灯の設置・維持管理を実施します。</p> <p>子どもが1日の大半を過ごす場である教育・保育施設については、安全で豊かな環境を確保することが不可欠であるため、施設については非構造部材も含めた耐震化を図るとともに、命を守るための防災訓練を実施します。また、学校遊具を安心して利用できるよう、点検・修理を実施します。</p>	総務課 子育て支援課 教育総務課 学校教育課 少年育成センター
(2) 交通安全教育の推進	市内の保育所・幼稚園等、小・中学校の幼児・児童・生徒を対象に交通安全教室を実施します。警察署や交通指導員、地域ボランティア等と連携し、幼児・児童・生徒に対して交通安全教育を行います。	総務課 子育て支援課 学校教育課
(3) チャイルドシートの着用推進	自動車走行中の子どもの安全を確保するため、警察等と連携した保育所・幼稚園等における啓発・指導を行う等、チャイルドシート着用を啓発し、着用率の向上を図ります。	総務課



第2編 子ども・子育て支援事業計画

第1章 事業計画の基本事項

1 事業計画の概要

① 新制度の目的

○ 本計画は、乳幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律（子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布））に基づく新たな制度であり、平成27年度（平成27年4月）から施行されます。

- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）（いわゆる「認定こども園法の一部改正法」）
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）（上記に2法に伴う児童福祉法ほかの改正）



平成27年4月 施行(新制度スタート)

②子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

○ 市町村は、ニーズを見ながら「ア 子ども・子育て支援給付」と「イ 地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

ア 子ども・子育て支援給付（3つの給付）

種類	対象事業
（ア）施設型給付（※）	幼稚園、保育所、認定こども園
（イ）地域型保育給付（※）	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
（ウ）児童手当	中学校卒業までの児童の養育者に対する現金給付

※は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（支給認定）した上で給付する。認定区分は以下のとおり。（子ども・子育て支援法19条）

区分	年齢	認定区分	主な利用施設
1号認定	3～5歳	教育標準時間認定	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	保育認定	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	保育認定	保育所、認定こども園、地域型保育





イ 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

- | | |
|------------------------------------|--|
| ① 利用者支援事業 | ⑨ 病児保育事業（病児・病後児保育） |
| ② 地域子育て支援拠点事業 | ⑩ 子育て援助活動支援事業
(就学児対象のファミリー・サポート・センター事業) |
| ③ 妊婦健康事業 | ⑪ 放課後児童健全育成事業
(放課後児童クラブ) |
| ④ 乳児家庭全戸訪問事業 | ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑤ 養育支援訪問事業 | ⑬ 本制度への多様な主体の参入を促進する事業 |
| ⑥ 子育て短期支援事業
(ショートステイ、トワイライトステイ) | |
| ⑦ 一時預かり事業 | |
| ⑧ 延長保育事業 | |

③市町村子ども・子育て支援事業計画の記載規定

- 事業計画に記載する事項は、子ども・子育て支援法において「必須記載事項」と「任意記載事項」が規定されています。（子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項）
- 本計画では、子ども・子育て支援の包括的な推進をめざし、「必須記載事項」「任意記載事項」とともに定めます。

【必須記載事項】

項目	内容
(1) 教育・保育提供区域の設定	教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めること。
(2) 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>一 各年度における教育・保育の量の見込み 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>二 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
(3) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>一 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>二 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
(4) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	①認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、②教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、③地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校等との連携の推進方策を定めること。



【任意記載事項】

項目	内容
(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。 ※第1編 第3章に掲載
(2) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定めること。 ※第1編 第4章に掲載（2-1、2-3、2-4）
(4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。 ※第1編 第4章に掲載（4-1、4-2）
(5) 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定めること。 ※第1編 第1章に掲載
(6) 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間	市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（5年間）を定めること。 ※第1編 第1章に掲載
(7) 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。 ※第1編 第3章に掲載

2 事業計画の位置づけ

- 本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、第1編 次世代育成支援行動計画の「目標1 子どもが健やかに育つ環境づくり 1-2 教育・保育サービス及び環境の整備」及び「目標5 地域における子育て支援の充実 5-1 地域における子育て支援サービスの充実」の事業計画として位置づけます。



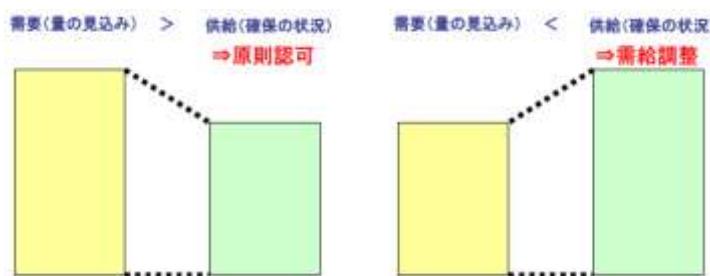


第2章 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の定義

- 教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法における教育・保育を提供する基礎となる市町村内の区域です。（子ども・子育て支援法第61条第2項）
- 教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。
- 教育・保育提供区域は、本市において、地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。
- 運用にあたっては、次の事項が定められています。

- 1 教育・保育提供区域は、教育・保育給付に共通の区域設定が基本。
ただし、施設状況や利用実態に応じて、「子どもの認定区分ごとの設定」「地域子ども・子育て支援事業ごと（13事業のうち、11事業）の設定」も可能。
- 2 教育・保育提供区域は、教育・保育施設や地域型保育事業を認可する際の需給調整の判断基準となる。
各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則、認可しなければならない（※）。



※①認定こども園、保育所については、社会福祉法人、学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識や経験に関する要件を満たすことを求める。②その上で、欠格事由に該当する場合や、供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

- 3 施設や事業の利用は、提供区域内での利用を原則として想定。
ただし、区域外の施設・事業の利用も可能。



2 教育・保育提供区域の設定

認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域を、次のとおり設定します。

認定区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	中学校区の7区域 (基本型)	学校の適正規模・適正配置等を検討した際の考え方との整合性と同時に、利用しやすさの視点とニーズに応じた施設配置を円滑に行う提供体制の視点の両方を勘案した上で、距離的にも交通事情でも、保護者や子どもが居宅から容易に移動できる中学校区（旧町単位）の「7区域」とする。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳、1～2歳）		

地域子ども・子育て支援事業	提供区域	区域設定の考え方
① 利用者支援事業	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
② 地域子育て支援拠点事業		
③ 妊婦健診事業		
④ 乳児家庭全戸訪問事業		
⑤ 養育支援訪問事業		
⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）		
⑦ 一時預かり事業		
⑧ 延長保育事業	7区域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、基本型とする。
⑨ 病児保育事業（病児・病後児保育）	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
⑩ 子育て援助活動支援事業（就学児対象のファミリー・サポート・センター事業）		
⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区	現状どおり、各小学校を基本として実施する。





第3章 事業計画

1 教育・保育に係る量の見込み、提供体制の確保、実施時期

計画期間の「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（保育利用率を含む）」、教育・保育施設及び地域型保育事業による提供体制及び実施時期を定めます。

①高瀬町区域 （単位：人）

	H27					H28				
	1号		2号	3号		1号		2号	3号	
	教育希望	保育必要	保育希望	1~2歳	0歳	教育希望	保育必要	保育希望	1~2歳	0歳
①必要利用定員総数 (量の見込み)	140	113	97	123	40	142	113	98	121	40
②確保方策（提供体制）	300		55	110	35	300		55	110	35
③過不足（②-①）	47		▲42	▲13	▲5	45		▲43	▲11	▲5
④保育利用率 (①÷当該年齢児童数)				55%	35%				56%	36%

	H29					H30				
	1号		2号	3号		1号		2号	3号	
	教育希望	保育必要	保育希望	1~2歳	0歳	教育希望	保育必要	保育希望	1~2歳	0歳
①必要利用定員総数 (量の見込み)	137	109	95	119	40	133	107	92	123	39
②確保方策（提供体制）	300		80	120	40	300		80	120	40
③過不足（②-①）	54		▲15	1	0	60		▲12	▲3	1
④保育利用率 (①÷当該年齢児童数)				57%	37%				61%	38%

	H31				
	1号		2号	3号	
	教育希望	保育必要	保育希望	1~2歳	0歳
①必要利用定員総数 (量の見込み)	129	102	89	116	39
②確保方策（提供体制）	300		80	120	40
③過不足（②-①）	69		▲9	4	1
④保育利用率 (①÷当該年齢児童数)				59%	39%

*1号における「教育希望」は家庭の状況等から保育が必要ではなく、幼稚園の利用を希望している人、「保育必要」は家庭の状況等から保育が必要であるものの、幼稚園の利用を希望している人を指す。



＜確保方策（提供体制）＞

- 就学前教育・保育の提供体制は、施設型給付（幼稚園、保育所）を中心に確保します。
- 1号認定（保育）（※保護者の状況をみると保育が必要だが、幼稚園の利用を希望する人）については、幼稚園の定員でニーズを確保します。
- 平成29年度からは、1～2歳及び3歳以上の必要利用定員総数を充足するよう、保育の受入人数の増加を図るとともに、区域を超えた受け入れや幼稚園の預かり保育により、保育の必要量を確保していきます。





②山本町区域 (単位:人)

	H27					H28				
	1号		2号	3号		1号		2号	3号	
	教育 希望	保育 必要	保育 希望	1~2 歳	0歳	教育 希望	保育 必要	保育 希望	1~2 歳	0歳
①必要利用定員総数 (量の見込み)	52	36	67	62	15	53	37	68	59	14
②確保方策 (提供体制)	140		40	65	15	140		40	65	15
③過不足 (②-①)	52		▲27	3	0	50		▲28	6	1
④保育利用率 (①÷当該年齢児童数)				60%	43%				59%	41%

	H29					H30				
	1号		2号	3号		1号		2号	3号	
	教育 希望	保育 必要	保育 希望	1~2 歳	0歳	教育 希望	保育 必要	保育 希望	1~2 歳	0歳
①必要利用定員総数 (量の見込み)	51	35	65	58	13	50	33	63	58	12
②確保方策 (提供体制)	70		110	65	15	70		110	65	15
③過不足 (②-①)	19		10	7	2	20		14	7	3
④保育利用率 (①÷当該年齢児童数)				60%	39%				62%	38%

	H31				
	1号		2号	3号	
	教育 希望	保育 必要	保育 希望	1~2 歳	0歳
①必要利用定員総数 (量の見込み)	48	33	62	54	11
②確保方策 (提供体制)	70		110	65	15
③過不足 (②-①)	22		15	11	4
④保育利用率 (①÷当該年齢児童数)				60%	35%

<確保方策 (提供体制) >

- 就学前教育・保育の提供体制は、施設型給付（幼稚園、保育所、認定こども園）を中心
に確保します。
- 1号認定(保育)(※保護者の状況をみると保育が必要だが、幼稚園の利用を希望する人)
について、平成28年度までは幼稚園の定員でニーズを確保し、平成29年度からは新た
に整備する認定こども園の定員でニーズを確保します。



③三野町区域 (単位：人)

	H27					H28				
	1号		2号	3号		1号		2号	3号	
	教育希望	保育必要	保育希望	1~2歳	0歳	教育希望	保育必要	保育希望	1~2歳	0歳
①必要利用定員総数 (量の見込み)	102	84	53	101	22	103	84	53	97	23
②確保方策 (提供体制)	210		40	95	25	210		40	95	25
③過不足 (②-①)	24		▲13	▲6	3	23		▲13	▲2	2
④保育利用率 (①÷当該年齢児童数)				65%	31%				65%	34%

	H29					H30				
	1号		2号	3号		1号		2号	3号	
	教育希望	保育必要	保育希望	1~2歳	0歳	教育希望	保育必要	保育希望	1~2歳	0歳
①必要利用定員総数 (量の見込み)	99	83	52	95	24	97	79	50	96	26
②確保方策 (提供体制)	210		40	95	25	210		40	95	25
③過不足 (②-①)	28		▲12	0	1	34		▲10	▲1	▲1
④保育利用率 (①÷当該年齢児童数)				66%	37%				69%	41%

	H31				
	1号		2号	3号	
	教育希望	保育必要	保育希望	1~2歳	0歳
①必要利用定員総数 (量の見込み)	93	77	49	88	28
②確保方策 (提供体制)	210		40	95	25
③過不足 (②-①)	40		▲9	7	▲3
④保育利用率 (①÷当該年齢児童数)				66%	46%

<確保方策 (提供体制) >

- 就学前教育・保育の提供体制は、施設型給付（幼稚園、保育所）を中心に確保します。
- 1号認定（保育）（※保護者の状況をみると保育が必要だが、幼稚園の利用を希望する人）については、幼稚園の定員でニーズを確保します。
- 区域を超えた受け入れや幼稚園の預かり保育により、保育の必要量を確保していきます。





④豊中町区域 (単位：人)

	H27					H28				
	1号		2号	3号		1号		2号	3号	
	教育希望	保育必要	保育希望	1~2歳	0歳	教育希望	保育必要	保育希望	1~2歳	0歳
①必要利用定員総数 (量の見込み)	95	162	11	90	20	96	164	11	87	22
②確保方策 (提供体制)	270		0	95	25	270		0	95	25
③過不足 (②-①)	13		▲11	5	5	10		▲11	8	3
④保育利用率 (①÷当該年齢児童数)				56%	28%				56%	29%

	H29					H30				
	1号		2号	3号		1号		2号	3号	
	教育希望	保育必要	保育希望	1~2歳	0歳	教育希望	保育必要	保育希望	1~2歳	0歳
①必要利用定員総数 (量の見込み)	93	158	11	85	23	90	155	10	86	23
②確保方策 (提供体制)	270		0	95	25	270		0	95	25
③過不足 (②-①)	19		▲11	10	2	25		▲10	9	2
④保育利用率 (①÷当該年齢児童数)				57%	31%				59%	32%

	H31				
	1号		2号	3号	
	教育希望	保育必要	保育希望	1~2歳	0歳
①必要利用定員総数 (量の見込み)	87	149	10	79	24
②確保方策 (提供体制)	270		0	95	25
③過不足 (②-①)	34		▲10	16	1
④保育利用率 (①÷当該年齢児童数)				56%	35%

<確保方策 (提供体制) >

- 就学前教育・保育の提供体制は、施設型給付（幼稚園、保育所）を中心に確保します。
- 1号認定（保育）（※保護者の状況をみると保育が必要だが、幼稚園の利用を希望する人）については、幼稚園の定員でニーズを確保します。
- 2号認定については、当面の間、幼稚園での預かり保育で対応を行いながら、保育体制を検討します。



⑤詫間町区域 (単位：人)

	H27					H28				
	1号		2号	3号		1号		2号	3号	
	教育希望	保育必要	保育希望	1~2歳	0歳	教育希望	保育必要	保育希望	1~2歳	0歳
①必要利用定員総数 (量の見込み)	117	33	139	111	22	118	33	140	107	24
②確保方策(提供体制)	165		140	115	25	165		140	115	25
③過不足(②-①)	15		1	4	3	14		0	8	1
④保育利用率 (①÷当該年齢児童数)				63%	29%				63%	32%

	H29					H30				
	1号		2号	3号		1号		2号	3号	
	教育希望	保育必要	保育希望	1~2歳	0歳	教育希望	保育必要	保育希望	1~2歳	0歳
①必要利用定員総数 (量の見込み)	114	32	135	104	25	111	32	132	106	26
②確保方策(提供体制)	165		140	115	25	165		140	115	25
③過不足(②-①)	19		5	11	0	22		8	9	▲1
④保育利用率 (①÷当該年齢児童数)				63%	35%				66%	38%

	H31				
	1号		2号	3号	
	教育希望	保育必要	保育希望	1~2歳	0歳
①必要利用定員総数 (量の見込み)	107	30	127	97	28
②確保方策(提供体制)	165		140	115	25
③過不足(②-①)	28		13	18	▲3
④保育利用率 (①÷当該年齢児童数)				63%	42%

＜確保方策(提供体制)＞

- 就学前教育・保育の提供体制は、施設型給付（幼稚園、保育所）を中心に確保します。
- 1号認定(保育)(※保護者の状況をみると保育が必要だが、幼稚園の利用を希望する人)については、幼稚園の定員でニーズを確保します。
- 区域を超えた受け入れにより、保育の必要量を確保していきます。





⑥仁尾町区域 (単位：人)

	H27					H28				
	1号		2号	3号		1号		2号	3号	
	教育 希望	保育 必要	保育 希望	1~2 歳	0歳	教育 希望	保育 必要	保育 希望	1~2 歳	0歳
①必要利用定員総数 (量の見込み)	45	50	26	33	13	46	50	26	32	15
②確保方策 (提供体制)	95		20	50	20	95		20	50	20
③過不足 (②-①)	0		▲6	17	7	▲1		▲6	18	5
④保育利用率 (①÷当該年齢児童数)				52%	41%				52%	48%

	H29					H30				
	1号		2号	3号		1号		2号	3号	
	教育 希望	保育 必要	保育 希望	1~2 歳	0歳	教育 希望	保育 必要	保育 希望	1~2 歳	0歳
①必要利用定員総数 (量の見込み)	44	49	25	31	17	43	47	24	32	19
②確保方策 (提供体制)	95		20	50	20	95		20	50	20
③過不足 (②-①)	2		▲5	19	3	5		▲4	18	1
④保育利用率 (①÷当該年齢児童数)				52%	57%				55%	68%

	H31				
	1号		2号	3号	
	教育 希望	保育 必要	保育 希望	1~2 歳	0歳
①必要利用定員総数 (量の見込み)	42	46	24	29	23
②確保方策 (提供体制)	95		20	50	20
③過不足 (②-①)	7		▲4	21	▲3
④保育利用率 (①÷当該年齢児童数)				52%	82%

<確保方策 (提供体制) >

- 就学前教育・保育の提供体制は、施設型給付（幼稚園、保育所）を中心に確保します。
- 1号認定（保育）（※保護者の状況をみると保育が必要だが、幼稚園の利用を希望する人）については、幼稚園の定員でニーズを確保します。
- 区域を超えた受け入れや幼稚園の預かり保育により、保育の必要量を確保していきます。



⑦財田町区域 (単位：人)

	H27					H28				
	1号		2号	3号		1号		2号	3号	
	教育希望	保育必要	保育希望	1~2歳	0歳	教育希望	保育必要	保育希望	1~2歳	0歳
①必要利用定員総数 (量の見込み)	19	48	25	38	11	19	48	25	36	12
②確保方策 (提供体制)	80		20	35	15	80		20	35	15
③過不足 (②-①)	13		▲5	▲3	4	13		▲5	▲1	3
④保育利用率 (①÷当該年齢児童数)				68%	52%				67%	57%

	H29					H30				
	1号		2号	3号		1号		2号	3号	
	教育希望	保育必要	保育希望	1~2歳	0歳	教育希望	保育必要	保育希望	1~2歳	0歳
①必要利用定員総数 (量の見込み)	18	46	24	35	13	18	45	24	36	14
②確保方策 (提供体制)	25		75	35	15	25		75	35	15
③過不足 (②-①)	7		5	0	2	7		6	▲1	1
④保育利用率 (①÷当該年齢児童数)				67%	65%				72%	74%

	H31				
	1号		2号	3号	
	教育希望	保育必要	保育希望	1~2歳	0歳
①必要利用定員総数 (量の見込み)	17	43	23	33	15
②確保方策 (提供体制)	25		75	35	15
③過不足 (②-①)	8		9	2	0
④保育利用率 (①÷当該年齢児童数)				69%	83%

<確保方策 (提供体制) >

- 就学前教育・保育の提供体制は、施設型給付（幼稚園、保育所、認定こども園）を中心
に確保します。
- 1号認定（保育）（※保護者の状況をみると保育が必要だが、幼稚園の利用を希望する人）
については、平成28年度まで幼稚園の定員でニーズを確保し、平成29年度からは、新
たに整備する認定こども園の定員でニーズを確保します。





【教育・保育の量の見込みの考え方】

- 教育・保育の量の見込みは、各年度の児童数見込みに基づき、国の統一方式（以下「統一方式」という。）を用いて算出しました。
- 統一方式の結果が過去の実績と比較して極端に乖離する場合は、市独自の設定を行いました（統一方式の補正を含む）。具体的には次のとおりです。

1号認定（3歳以上） 2号認定（3歳以上）	<p>統一方式で算出した人数をもとに、過去の実績、平成27年度の利用意向、区域ごとの利用特性及び当該年齢推計人口を勘案した教育及び保育ニーズの割合を加味した。</p> <p>1号認定：【タイプC'、D、E'、Fの児童数】×利用意向率（幼稚園等希望の割合） 2号認定（教育希望）：【タイプA、B、C、Eの児童数】×利用意向率（幼稚園希望割合） 2号認定：【タイプA、B、C、Eの児童数】×利用意向率（保育所等希望の割合）</p>
3号認定（1～2歳）	<p>【市独自方式】</p> <p>統一方式（【タイプA、B、C、Eの児童数】×利用意向率（保育所等希望の割合））で算出した人数に加えて、年度末に向けて増加していく人数（空き待ち児童数の実績をもとに想定）を加味した。</p>
3号認定（0歳）	<p>0歳児については、統一方式では1歳以上の保育ニーズもすべて0歳児のニーズに含まれることになる。一方で、就学前児童アンケートQ13-5の結果から、0歳児の保育所未利用者のうち、0歳保育を希望する回答者が0人であるという点を踏まえると、0歳児の保育ニーズは実績や伸び率をもとに算出することが適切である。</p> <p>【市独自方式】</p> <p>各年度の児童数推計（7区域別）×潜在入所者割合×平均伸び率 ※H21～25の0歳児に占める「潜在入所者数（入所者数+空き待ち児童数）」の割合平均と、その割合の伸び率平均を用いた。</p>
3号認定の保育利用率	<p>国の基本指針の中で目標値の設定が必要とされている保育利用率（満3歳未満児全体に占める、認定こども園、保育所、地域型保育事業に該当する子どもの利用定員数の割合）は、3歳未満児の待機児童解消を図る目安である。</p> <p>本市の3号認定の量の見込みにあたっては、上記のとおり、空き待ち児童数の出現率実績やアンケートからの保護者意向を勘案して人数を算出していることから、各区域の推計児童数（0歳、1～2歳）に占める必要利用定員総数（量の見込み）とした。</p>

（参考）潜在的就労希望等に基づく家族類型

- タイプA：ひとり親家庭
- タイプB：フルタイム×フルタイム（フルタイム共働き）
- タイプC：フルタイム×パートタイム（フルタイム・パート共働き）
- タイプD：専業主婦（夫）
- タイプE：パートタイム×パートタイム
- タイプF：無業×無業 タイプG：その他



2 地域型保育事業の認可に係る需給調整の基本的な考え方

- 教育・保育提供区域において教育・保育施設による供給が不足している場合、当該区域に認可基準を満たす地域型保育事業所の設置申請に対しては、原則、認可することとなっています。（児童福祉法第34条の15第5項）
- 本市では、年々保育ニーズが増加しつつあるものの、就学前児童アンケートの結果から、現状でもすでに母親の就労率が約70%と高い状況にあり、保育の潜在ニーズが比較的低いと考えられます。また、人口の見通しとしては、将来減少する見込みです。
- この点から、当面は、利用定員を基本とする前提はあるものの、経過を見ながら保育所である程度弾力的な受入れを継続するとともに、幼稚園の預かり保育を継続することで、現状の施設型給付を中心とする提供体制を維持することにより、ニーズに応えることが可能であると考えられます。
- 地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育）は、都市部や過疎地域において特に有効な手法であると考えられ、現在の本市の人口規模や状況を考慮すると、比較的なじみにくい形態であると考えられます。
- 上記のことから、本市での地域型保育事業に関しては、認可需給調整において、慎重な判断を必要とします。ただし、既存の小規模な認可外保育施設からの移行や、保育等が困難な家庭を対象とした居宅訪問型保育事業について、市が条例で定める基準に適合する場合については、協議のうえでこれを認めるものとします。





3 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保に関する事項

①認定こども園の普及に係る基本的考え方

- 認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設として位置づけられます。
- 本市では、就学前教育・保育を一体として捉えた認定こども園の設置を推進し、本市で育つ子どもは、保護者の就労等の状況にかかわらず、同じ年齢であれば同じ場所で就学前教育・保育を受けて育つ環境づくりを推進します。
- 認定こども園の整備に当たっては、基本的に各地区での小学校の再編整備の時期に合わせる方針とします。

②幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

- 現行の就学前教育・保育推進研究事業の継続的な実施により、幼稚園教諭と保育士が自ら的に情報交換や合同研修を行えるよう支援します。

③教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策（より良い事業の提供に係る基本的考え方と推進方策）

- 教育・保育給付では、乳幼児期の発達が連続性を有すること、また、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに十分留意し、量と質の充実に努めます。
- 地域子ども・子育て支援事業では、妊娠期を含むすべての子育て家庭をバックアップする役割を担うことから、適切なサービスを選択できるよう子育て家庭への支援を行うとともに、地域・企業・行政等が協働してサービスを提供できる体制づくりを推進します。

④教育・保育施設と地域型保育事業との連携

- 将来的に地域型保育事業が市内で実施された場合、関係機関との情報の共有をはじめ、3歳以降に地域型保育事業から教育・保育施設へ円滑に移行できるような取組、保育内容の支援に係る取組等、必要に応じた連携を図ります。

⑤認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携

- 保育所・幼稚園、小学校アンケートでは、小1プロブレムの改善策として「0歳～18歳までの連続性を重視した教育カリキュラムの作成」「保育所・幼稚園で座学訓練のための一斉読書タイムの実施」といった具体的な提案もなされているところです。



- このような具体的な課題への連携した対応も含め、現行の保育所・幼稚園、小・中学校との連携をさらに深めるための取組を検討し、子どもの成長の切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

4 産後休業及び育児休業後の事業の円滑な利用の確保に関する事項

- 産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、すべての子育て世帯に対して教育や子育て支援に関する情報提供や相談支援を継続するとともに、利用者支援事業の実施により、それぞれの家庭の状況に応じた、一層きめ細かな情報提供や相談体制を整備していきます。
- 育児休業満了時（原則1歳到達時）から、保護者が希望する特定教育・保育施設などを円滑に利用できるよう、対象者の利用希望を定期的に把握します。
- 利用希望を踏まえて、特定教育・保育施設との調整をはじめ、保育士等人材の確保に努める等、提供区域における計画的な受入体制を構築します。





5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保、実施時期

①利用者支援事業

<事業概要等>

- 子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。新制度下での新規事業です。
- 事業は、平成27年度中に準備を行ったうえで、順次箇所数を増やし、地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター、つどいの広場等）の4か所での実施をめざします。

<計画(数値目標)>

	H27	H28	H29	H30	H31
実施箇所数（か所）	0	1	2	4	4

②地域子育て支援拠点事業

<事業概要等>

- 公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。
- 本市では、主に3歳未満の親子を対象とする地域子育て支援センター（高瀬、豊中、仁尾）、つどいの広場事業（詫間：すぐすぐランド）を実施しています。
- 量の見込みは、アンケートから利用ニーズが見込まれる事業である一方、保育利用者が同時に利用することが通常想定されないことを考慮し、実績を勘案した本市独自の算出方法により算出しました（各年度の保育未利用者数×1人当たり月平均利用見込み回数×平均伸び率）。
- 現行体制での実施に加えて、平成27年度から地域子育て支援拠点を増やし、市域南部での当該事業の充実を図ります。

<計画(数値目標)>

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（人回／月）	3,261	3,421	3,574	3,580	3,876
実施箇所数（か所）	5	5	5	5	5

*つどいのひろばの出張ひろばの継続実施も内数に含む。



③妊婦健診事業

<事業概要等>

- 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。
- 県内の医療機関などで実施しています。
- 人数の見込みは各年度で見込んだ〇歳児全数としました。回数は各年度の受診者数×14回（受診助成回数の最大値）として算出しました。
- 事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。

<計画(数値目標)>

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（実人数／年）	429	416	401	385	374
同（健診回数。回／年）	6,006	5,824	5,614	5,390	5,236
提供量の見込み（実人数／年）	429	416	401	385	374
同（健診回数。回／年）	6,006	5,824	5,614	5,390	5,236
実施場所	医療機関等	医療機関等	医療機関等	医療機関等	医療機関等
検査項目	血液検査、超音波検査等	血液検査、超音波検査等	血液検査、超音波検査等	血液検査、超音波検査等	血液検査、超音波検査等
実施時期	国が示す基準による	国が示す基準による	国が示す基準による	国が示す基準による	国が示す基準による

④乳児家庭全戸訪問事業

<事業概要等>

- 子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。
- 本市では、市の保健師や、市が委託した助産師会の助産師等が訪問を実施しています。
- 人数の見込みは、各年度で見込んだ〇歳児全数としました。
- 事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。

<計画(数値目標)>

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（実人数／年）	429	416	401	385	374
提供量の見込み（実人数／年）	429	416	401	385	374
実施機関	市	市	市	市	市





⑤養育支援訪問事業

(正式名称:「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」)

<事業概要等>

- 要支援児童、特定妊婦、要保護児童など、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。
- 本市では、配慮や経過の見守りが必要な児童や家庭に対し、児童相談や保健師の訪問指導などで対応しており、現時点では養育支援訪問事業は実施していません。
- 量の見込みは、三豊市児童対策協議会で支援しているケースから、該当すると想定される件数を目安として見込みました。
- 平成27年度から、主に衛生観念が乏しい家庭への援助を中心に内容の充実を図り、現行の児童相談や保健師による相談等の体制を継続実施しつつ、関係機関と連携を図りながら、本事業の実施に取り組みます。

<計画(数値目標)>

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（実人数／年）	17	17	17	17	17
提供量の見込み（実人数／年）	2	3	3	3	3
実施機関	市	市	市	市	市

* 提供量の見込み「3人」は、衛生観念が乏しい家庭への支援であり、これ以外の援助が必要なケースについては、現行の相談体制を継続実施しつつ、当該事業の範囲の拡大を検討していく。

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童

(児童福祉法第6条の3の規定)



⑥子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

<事業概要等>

- 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ）が該当します。
- 本市では、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業を県内4か所の児童養護施設に委託して実施していますが、これまで利用実績はありません。
- 量の見込みは、統一方式では十分な利用ニーズが見込めなかつたため、就学前児童アンケートを用いて本市独自で算出しました（各年度の0～5歳児童数×宿泊経験時の該当率（これまでショートステイを利用したり、子どもに留守番させたこと等がある率）×ショートステイ利用希望日数）。
- 事業は、利用希望に対応できるよう、現行体制で継続実施します。

<計画(数値目標)>

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（人日／年）	7	7	7	6	6
提供量の見込み（人日／年）	7	7	7	6	6





⑦一時預かり事業

<事業概要等>

- 保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

ア 幼稚園在園児対象

- 量の見込みは、1号認定に関しては統一方式で算出しました。また、1号認定のうち保育が必要だが、幼稚園希望の方（この項で、便宜上「1号（保育）」という。）に関しては、統一方式の計算方法（1号（保育）認定による利用者全員が1年間、週5日の利用（260日）をしたものとする計算方法）とこれまでの利用実績に大きな乖離があるため、これまでの実績を用いて本市独自で算出しました（各年度の1号（保育）児童数×在園児の利用割合×1人当たり年間平均日数×利用日数伸び率）。
- 事業は、利用希望に対応できるよう、現行体制（幼稚園での預かり保育及び次の「イ 幼稚園在園児以外」で示す一時預かり）で継続実施します。

<計画(数値目標)>

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み合計（人日／年）	62,438	63,008	60,844	59,248	57,141
1号認定の利用見込み	181	183	177	172	166
1号（保育）の利用見込み	62,257	62,825	60,667	59,076	56,975
提供量の見込み（人日／年）	62,438	63,008	48,412	46,816	44,709
幼稚園預かり保育	62,257	62,825	※48,235	※46,644	※44,543
「イ 幼稚園在園児以外」で示す一時預かり	181	183	177	172	166

※H29以降の提供量不足分は、幼稚園が認定こども園に移行し、その給付によって量の見込み合計に見合うよう対応する。



イ 幼稚園在園児以外

- 幼稚園在園児以外については、保育所一時預かり、乳幼児一時預かり、ファミリー・サポート・センター（就学前）で実施しています。
- 量の見込みは、統一方式では過大な見込みとなる可能性がある（実際には祖父母等が預かるケース等も多くみられたり、他のサービスとの重複が考えられる）ことから、これまでの実績を用いて本市独自で算出しました（各年度の就学前児童数の見通し×利用割合×1人当たり年間利用日数×利用日数伸び率）。
- 事業は、利用希望に対応できるよう、市域南部での実施や利用対象者の見直し（保育認定を受けられないような短時間・不定期勤務者や、就労者で8か月経過前の乳児を預かる場合等）を行い、現行体制を拡充するとともに、実施箇所数の増や実施時間の見直しについても検討します。

<計画(数値目標)>

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（人日／年）	5,275	5,733	5,930	6,202	6,477
提供量の見込み（人日／年）	5,275	5,733	5,930	6,202	6,477
保育所一時預かり	644	626	604	584	565
乳幼児一時預かり	2,966	3,292	3,466	3,698	3,932
ファミリー・サポート・センター	1,655	1,815	1,860	1,920	1,980





⑧延長保育事業

<事業概要等>

- 保育所利用者を対象に、11時間の開所時間の始期及び終期前後に保育を希望する場合に延長して保育を行う事業です。
- 本市では、平成26年度現在、平日は8時30分～16時30分、特に必要がある場合を含めて7時30分～18時までの保育を実施しています。
- 量の見込みは、現行の始業以前と終業以後の人数を見込むものであり、現時点では未実施の事業であるため具体的な量の見込みの想定が困難であることから、就学前児童アンケートを用いて本市独自で算出しました（各年度の保育利用者数（7区域別）×希望率（保育利用者のうち、18時以降希望者割合））。
- 就学前児童アンケートによると、延長保育を希望する人は保育利用者の約8%であり、そのうち「19時まで」の希望が90%（保育利用者全体の約7%）を占めています。
- まず、通常の保育時間を現行の10時間30分から30分拡充し、18時30分までの11時間とすることで、延長保育のニーズの緩和を図るとともに、保育所への民間活力の導入も視野に入れ、19時までの延長保育の実施に努めます。

<計画(数値目標)>

		H27	H28	H29	H30	H31
高瀬町	量の見込み（人／年）	19	18	18	18	17
	提供量の見込み（人／年）	0	0	0	0	0
山本町	量の見込み（人／年）	10	10	9	9	9
	提供量の見込み（人／年）	0	0	0	0	0
三野町	量の見込み（人／年）	14	14	13	14	13
	提供量の見込み（人／年）	0	0	0	0	0
豊中町	量の見込み（人／年）	10	10	10	10	9
	提供量の見込み（人／年）	0	0	0	0	0
詫間町	量の見込み（人／年）	21	21	21	21	20
	提供量の見込み（人／年）	0	0	0	0	0
仁尾町	量の見込み（人／年）	5	5	5	6	6
	提供量の見込み（人／年）	0	0	0	0	0
財田町	量の見込み（人／年）	6	6	6	6	6
	提供量の見込み（人／年）	0	0	0	0	0

* 提供区域ごとの確保策の計画は数値上「0」となっているが、事業概要で記載したとおり、通常の保育時間の拡充により延長保育へのニーズの緩和を図るとともに、保育所への民間活力の導入も視野に入れた検討を行う。



⑨病児保育事業（病児・病後児保育）

<事業概要等>

- 病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。
- 本市では、三豊総合病院内の病児・病後児保育室「わたっ子保育園」に本市及び観音寺市と共同で委託し、実施しています。
- 量の見込みは、統一方式では極端に利用回数のニーズが多い回答も含めて算出する方式であるため、就学前児童アンケートを用いて本市独自で算出しました（各年度の幼稚園・保育所利用者数×病気等で利用できなかった比率×母親が休んでみる比率×利用希望比率×回数）。
- 事業は、できる限り利用希望に対応できるよう、現行体制で継続実施するとともに、保育所への民間活力の導入も視野に入れての実施を推進します。また、併せて、提供量の不足分については、近隣自治体の小児科医、病児・病後児保育との連携を図る等、提供体制の確保に努めます。

<計画(数値目標)>

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（人日／年）	528	522	523	518	499
提供量の見込み（人日／年）	70	69	276	272	260





⑩子育て援助活動支援事業（就学児対象のファミリー・サポート・センター事業）

<事業概要等>

- 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。
- 本市では、三豊市社会福祉協議会に委託して、みとよファミリー・サポート・センターで実施しています。
- 量の見込みは、統一方式では十分な利用ニーズが見込めなかつたため、これまでの実績を用いて本市独自で算出しました（各年度の低学年・高学年児童数の見通し×各出現率（児童数に占める利用者実員数の比率）×各一人当たり平均利用日数）
- 会員の確保と利用促進を図りながら、現行体制で継続実施します。

<計画(数値目標)>

低学年	H27	H28	H29	H30	H31
必要量の見込み（人日／年）	506	506	506	506	506
提供量の見込み（人日／年）	506	506	506	506	506

高学年	H27	H28	H29	H30	H31
必要量の見込み（人日／年）	212	159	159	159	159
提供量の見込み（人日／年）	212	159	159	159	159



⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

＜事業概要等＞

- 放課後児童クラブは、保護者が就労、疾病その他の理由により、雇用家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。
- 本市では、各小学校で1年生から概ね4年生（事情がある場合には、5年生、6年生の受入れも有り）を対象に実施しています。
- 量の見込みは、高学年は統一方式を補正して本市独自で算出しました（各年度の統一方式による提供区域ごとの量の見込み（低学年・高学年）×各クラブの直近2年（H24-25）の平均利用人数割合）。
- 低学年は、統一方式では十分な利用ニーズが見込めなかつたため、就学前児童アンケートを用いて本市独自で算出しました（各年度の各小学校児童数見込み×現在の利用登録数割合×利用希望の伸び率）。
- 事業内容の充実を図りながら、小学校6年生までを対象にして継続実施します。

＜計画（数値目標）＞

（人数は低学年と高学年の合計）

クラブ	区分	H27	H28	H29	H30	H31
		実人数	実人数	実人数	実人数	実人数
比地二	必要量	58	56	54	53	52
	提供量	58	56	54	53	52
麻	必要量	73	71	71	69	68
	提供量	73	71	71	69	68
上高瀬	必要量	55	54	54	54	53
	提供量	55	54	54	54	53
二ノ宮	必要量	59	56	56	56	56
	提供量	59	56	56	56	56
勝間	必要量	35	34	34	34	34
	提供量	35	34	34	34	34
辻	必要量	17	15	17	15	16
	提供量	17	15	17	15	16
河内	必要量	12	12	12	12	12
	提供量	12	12	12	12	12
大野	必要量	30	29	29	29	28
	提供量	30	29	29	29	28





クラブ	区分	H27	H28	H29	H30	H31
		実人数	実人数	実人数	実人数	実人数
神田	必要量	12	12	12	12	11
	提供量	12	12	12	12	11
下高瀬	必要量	86	83	83	82	82
	提供量	86	83	83	82	82
大見	必要量	40	39	40	39	39
	提供量	40	39	40	39	39
吉津	必要量	56	54	55	54	53
	提供量	56	54	55	54	53
桑山	必要量	46	45	46	46	45
	提供量	46	45	46	46	45
比地大	必要量	24	23	24	23	23
	提供量	24	23	24	23	23
笠田	必要量	43	42	43	42	42
	提供量	43	42	43	42	42
上高野	必要量	49	47	48	47	46
	提供量	49	47	48	47	46
本山	必要量	28	27	27	27	26
	提供量	28	27	27	27	26
松崎	必要量	32	31	31	31	30
	提供量	32	31	31	31	30
詫間（※）	必要量	139	133	133	135	133
	提供量	139	133	133	135	133
仁尾	必要量	74	72	74	72	73
	提供量	74	72	74	72	73
財田	提供量	48	47	48	46	48
	必要量	48	47	48	46	48
合計	提供量	1,016	982	991	978	970
	必要量	1,016	982	991	978	970

*大浜小学校の放課後児童クラブはH26.4月から詫間で実施のため、詫間に含めて計上している。



⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
- 新制度における特定教育・保育施設等の保育料は、国の定める所得に応じた水準を限度として市町村が定めることとされています。実費徴収についても、低所得者の負担軽減策の一つとして、必要に応じて補足給付のあり方を検討します。

⑬本制度への多様な主体の参入を促進する事業

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究のほか、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設の設置や運営を促進するための事業です。
- 本市では、現行の特定教育・保育施設や公立施設の整備により、就学前の教育・保育の提供が可能な体制であるため、新規の特定教育・保育施設等の参入に関する支援の必要性は低いものの、将来的に民間事業者の参入促進が必要となった場合には、本事業について検討を行います。





参考資料

1 三豊市子ども・子育て会議条例

○三豊市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日

条例第19号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、三豊市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 事業主団体の代表者
- (5) 労働者団体の代表者
- (6) 公募に応じた市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再委嘱され、又は再任されることができる。

(専門委員)

第5条 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。



- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員及び議事に関係のある専門委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員及び議事に関係のある専門委員のうち会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員又は専門委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条第1項中「子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）」とあるのは「部会」と、同項並びに同条第3項及び第4項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「会議」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

(最初の会議の招集)

- 3 子ども・子育て会議については、会長が選任されるまでの間は第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。





2 三豊市子ども・子育て会議 委員名簿

区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	元井 一郎	四国学院大学文学部	会長
	豊田 博子	三豊市教育委員会	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	岡田 満徳 (平成26年3月31日まで)	三豊市立小中学校長会	
	安藤 清和 (平成26年4月1日から)		
	森 玲子 (平成26年3月31日まで)	三豊市幼稚園長会	
	市村 照美 (平成26年4月1日から)		
	永田 洋子	三豊市保育研究会	
	田井 清	NPO 法人チャイルド ハウスみとよ	
子どもの保護者	竹林 千鶴	三豊市PTA連絡協議会	
	浅野 隆俊	三豊市PTA連絡協議会(幼稚園)	
	石井 正徳	豊中保育所 保護者代表	
事業主団体の代表者	新延 修	三豊市中小企業振興協議会	
労働者団体の代表者	米田 健	西讃地区労働者福祉協議会	
公募に応じた市民	宮崎 みどり	—	
市長が必要と認める者	前田 昭文	三豊市民生委員・児童委員協議会	副会長
	白川 清秀	三豊市社会福祉協議会	
	吉田 祐子	三豊市愛育会	



3 計画策定経過

日 付	事 項	主 な 議 題 等
平成 25 年 8 月 1 日	第 1 回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 委嘱状交付 ● 会長・副会長の選任 ● 三豊市子ども・子育て会議の設置について ● 子ども・子育て支援新制度について ● 三豊市の現状について
9 月 20 日	第 2 回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民ニーズ調査の実施について
10 月 18 日～ 12 月 16 日	市民ニーズ調査（アンケート）の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 就学前児童の保護者、小学生の保護者を対象にアンケート実施
平成 26 年 3 月 28 日	第 3 回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民ニーズ調査結果及び分析について ● 教育・保育提供区域の設定について ● 子育て支援に係る現状と課題について ● 部会の設置について
4 月 18 日	第 4 回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 26 年度三豊市子ども・子育て会議の予定について ● 量の見込みについて
5 月 28 日	第 5 回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 新計画の策定について ● （基本理念、基本的視点、基本目標、個別施策）
7 月 4 日	第 6 回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 条例の整備について ● 保育の必要性の認定について ● 就労時間の設定 ● 入所判定について
9 月 2 日	第 7 回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・子育て支援事業計画（給付）について ● 子ども・子育て支援事業計画（特定 13 事業）について
10 月 22 日	第 8 回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 新計画の素案について（新計画の概要・特徴及びこれまでの検討事項からの変更点を中心に） ● パブリックコメントの実施について





日 付	事 項	主 な 議 題 等
11月1日～25日	パブリックコメント実施	<ul style="list-style-type: none">● 市広報及びホームページ● 関係施設にて閲覧
平成27年1月27日	第9回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none">● パブリックコメントの結果について● 計画（最終案）について● 今後の子ども・子育て会議の運営について
2月17日	市長への報告	<ul style="list-style-type: none">● みとよ すぐすく子育てサポートプラン（案）についての報告



4 子ども・子育て支援法に関する用語説明

用語	定義・概要
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」（以下、この項で「法」という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における乳幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画であり、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）
市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいう。本会議では、子ども・子育て支援事業計画の策定をはじめ、子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関することを諮る。
認定こども園	就学前の学校教育・保育（幼稚園・保育所機能）及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型がある。内閣府及び文部科学省、厚生労働省の共管となる。 設置主体や施設設備・運営基準等は、類型ごとに基準が異なる。
子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。（法第7条）
教育・保育施設	認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。（法第7条）
施設型給付	幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」であり、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）
地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）
地域型保育給付	家庭的保育や小規模保育等（地域型保育事業）への給付。（法第11条）
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。（法第29、43条）





用語	定義・概要
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第7条）
支給認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国が定めた客観的基準に基づき、保育の必要性等を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第19条）</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none">・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第31条） ※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。
地域子ども・子育て支援事業	市町村が主体となって地域での子育て支援を行う13事業（利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、放課後児童クラブ等）をいう。（法第59条）



みとよ すくすく子育てサポートプラン

【編集・発行】

三豊市健康福祉部福祉事務所子育て支援課

〒767-8585

香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1

電話 : 0875-73-3016

FAX : 0875-73-3023

